

平成27年第7回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

土木環境委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

平成27年10月20日（火曜日）
午前10時1分開会
第3委員会室

出席委員

委員長 新垣良俊君
副委員長 仲宗根悟君
委員 具志堅透君 中川京貴君
新里米吉君 新垣清涼君
奥平一夫君 前島明男君
金城勉君 嘉陽宗儀君
新垣安弘君

説明のため出席した者の職、氏名

土木建築部長 末吉幸満君
土木総務課長 宜野座葵君
技術・建設業課長 津嘉山司君
道路街路課長 上原国定君
道路管理課長 古堅孝君
海岸防災課長 赤崎勉君
港湾課長 我那覇生雄君
空港課長 多嘉良斉君
都市計画・モノレール課長 宜保勝君
下水道課長 下地栄君
住宅課長 佐久川尚君
住宅課副参事 比屋根勉君

本日の委員会に付した事件

- 1 平成27年第7回議会認定第1号 平成26年度沖縄県一般会計決算の認定について（土木建築部所管分）
- 2 平成27年第7回議会認定第5号 平成26年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
- 3 平成27年第7回議会認定第7号 平成26年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
- 4 平成27年第7回議会認定第13号 平成26年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について

- 5 平成27年第7回議会認定第16号 平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 6 平成27年第7回議会認定第17号 平成26年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
- 7 平成27年第7回議会認定第18号 平成26年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 8 平成27年第7回議会認定第19号 平成26年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について



○新垣良俊委員長 ただいまから土木環境委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る平成27年第7回議会認定第1号、同認定第5号、同認定第7号、同認定第13号、同認定第16号から同認定第19号までの決算8件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、土木建築部長の出席を求めております

まず初めに、土木建築部長から土木建築部関係決算の概要について説明を求めます。

末吉幸満土木建築部長。

○末吉幸満土木建築部長 平成26年度土木建築部の一般会計及び下地島空港特別会計ほか6特別会計の歳入歳出決算について、お手元の平成26年度歳入歳出決算説明資料で御説明いたします。

1 ページをお開きください。

土木建築部の歳入総額は、予算現額1633億2875万4945円に対し、調定額1109億2003万1238円、収入済額1096億6572万5036円、収入未済額11億5716万4645円であり、収入済額の調定額に対する割合は98.9%となっております。

2 ページをお開きください。

歳出総額は、予算現額1745億1959万3953円に対し、支出済額1158億6939万7174円で、支出済額の予算現額に対する割合、いわゆる執行率は66.4%となっております。

繰越額は549億344万8905円で、繰越率は31.5%となっております。

不用額は37億4674万7874円となっております。

次に、会計ごとの歳入歳出決算状況について御説明いたします。

3ページをごらんください。

土木建築部の一般会計の決算について御説明いたします。

歳入は、予算現額1406億8053万1507円に対し、調定額904億6060万3810円で、収入済額892億7966万8217円、収入未済額10億8379万4036円であり、収入済額の調定額に対する割合は98.7%となっております。

また、不納欠損額は9714万1557円となっております。

収入未済の主なものを款別に見ますと、(款) 使用料及び手数料の収入未済額が7億5502万1790円で、県営住宅使用料の家賃滞納による未収金等であります。

4ページをお開きください。

(款) 諸収入の収入未済額は3億2506万1700円で、談合問題に係る賠償金の未収金等であります。

次に、不納欠損額は、(款) 諸収入の9714万1557円で、主なものは県営住宅の損害賠償金が除斥期間の経過により債権が消滅したもの等であります。

5ページをごらんください。

歳出は、予算現額1518億7137万515円に対し、支出済額973億1711万363円で、執行率は64.1%となっております。

繰越額は511億8760万7295円で、繰越率は33.7%となっております。

不用額は33億6665万2857円となっております。

繰り越しの主な理由としましては、用地の取得難や関係機関等との調整のおくれ等であります。

また、不用額は、モノレール関連事業において用地の取得が難航したこと等による不用が主な理由となります。

引き続き、特別会計の決算について御説明いたします。

7ページをお開きください。

下地島空港特別会計の決算については、歳入が、予算現額4億364万7000円に対し、調定額3億9357万4672円で、収入済額も調定額と同額であります。

8ページをお開きください。

歳出は、予算現額4億364万7000円に対し、支出済額3億9266万5193円で、執行率は97.3%となっております。

不用額は1098万1807円となっており、その主な理由は、人事異動等による人件費の執行残であります。

9ページをごらんください。

下水道事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額174億4609万2164円に対し、調定額152億6638万3753円で、収入済額152億1460万3円、収入未済額5178万3750円であり、収入済額の調定額に対する割合は99.7%となっております。

収入未済の理由は、談合問題に係る賠償金の未収金であります。

11ページをお開きください。

歳出は、予算現額174億4609万2164円に対し、支出済額は140億2533万3898円で、執行率は80.4%となっております。

繰越額は31億1743万6460円で、繰越率は17.9%となっております。

不用額は3億332万1806円となっております。

繰り越しの主な理由は、宜野湾浄化センターにおいて、工事箇所に硬い石灰岩があり、掘削工事が難航し、前工事である汚泥処理棟築造工事におくれが生じたことにより、関連工事の着工がおくれたこと等であります。

不用の主な理由は、委託料及び工事請負費の入札執行残、人事異動に伴う人件費の減、薬品購入の入札差金等であります。

12ページをお開きください。

宜野湾港整備事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額5億2477万3274円に対し、調定額5億8499万7494円、収入済額5億7308万5493円、収入未済額1191万2001円であり、収入済額の調定額に対する割合は98.0%となっております。

収入未済の理由は、談合問題に係る賠償金の未収金等であります。

13ページをごらんください。

歳出は、予算現額5億2477万3274円に対し、支出済額が5億2133万9149円で、執行率は99.3%となっております。

不用額は343万4125円となっております。

不用の主な理由は、公債費の利率が予算編成時の想定利率より低かったことによる利子償還金の減であります。

14ページをお開きください。

中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額5億8479万5000円に対し、調定額4億4272万8264円、収入済額4億4034万1056円、収入未済額238万7208円であり、収入済額の調定額に対する割合は99.5%となっております。

収入未済の理由は、施設使用料の滞納による未収であります。

15ページをごらんください。

歳出は、予算現額 5 億8479万5000円に対し、支出済額が 3 億9371万3082円で、執行率は67.3%となっております。

繰越額は 1 億8961万9000円で、繰越率は32.4%となっております。

不用額は146万2918円となっております。

繰り越しの主な理由は、西埠頭 2 棟目となる上屋整備の実施設計において、基礎の設計等に不測の時間を要したことであります。

不用の主な理由は、委託料の入札執行残等によるものであります。

16ページをお開きください。

中城湾港マリン・タウン特別会計の決算については、歳入が、予算現額32億48万3000円に対し、調定額 32億8665万1012円、収入済額32億7936万3362円、収入未済額728万7650円であり、収入済額の調定額に対する割合は99.8%となっております。

収入未済の理由は、談合問題に係る賠償金の未収金であります。

17ページをごらんください。

歳出は、予算現額32億48万3000円に対し、支出済額が27億3706万5299円で、執行率は85.5%となっております。

繰越額は 4 億878万6150円で、繰越率は12.8%となっております。

不用額は5463万1551円となっております。

繰り越し理由は、浮き棧橋の工法検討に時間を要したこと等であります。

不用の主な理由は、公債費の利率が予算編成時の想定利率より低かったことによる利子償還金の減であります。

18ページをお開きください。

駐車場事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額 1 億3860万8000円に対し、調定額 1 億3570万8337円で、収入済額も調定額と同額となっております。

19ページをごらんください。

歳出は、予算現額 1 億3860万8000円に対し、支出済額が 1 億3569万1302円で、執行率は97.9%となっております。

不用額は291万6698円となっております。

不用額の理由は、委託料及び工事請負費の入札執行残等によるものであります。

20ページをお開きください。

最後に、中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の決算について御説明いたします。

歳入が、予算現額 3 億4982万5000円に対し、調定額 3 億4938万3896円で、収入済額も調定額と同額であります。

21ページをごらんください。

歳出は、予算現額 3 億4982万5000円に対し、支出済額が 3 億4647万8888円で、執行率は99.0%となっております。

不用額は334万6112円となっております。

不用の理由は、公債費の利率が予算編成時の想定利率より低かったことによる利子償還金の減であります。

以上で、土木建築部の歳入歳出決算の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣良俊委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項について（常任委員会に対する調査依頼について）（平成27年9月11日議会運営委員会決定）に従って行うことにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会の運営に準じて、譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する決算事項でありますので、十分御留意願います。

なお、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うこととしたいと思いますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いいたします。

さらに、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 ページ番号が探しづらいのですので、海岸防災課の件費等で、埋立承認に係る審査に当たっての質疑を二、三させていただきたい

と思います。

まず1点目に、その埋立承認の審査に当たって、平成26年当時のことでもありますけれども、その承認の示唆が前知事あるいは副知事等からあったのかどうか伺います。

○末吉幸満土木建築部長 当時の審査の中におきまして、審査担当者は審査基準に対する考え方のもとで予断を持つことなく審査を行ったものでありまして、審査過程におきまして前知事、副知事から承認の示唆があったものではございません。

○具志堅透委員 次に、取り消しの起案は土木建築部で行っておりますか。

○末吉幸満土木建築部長 普天間飛行場代替施設建設事業に係る問題につきましては、その事務を一元的に処理する組織として、辺野古新基地建設問題対策課が平成27年6月1日付で設置されております。同課が策定する対応方針に基づき、この事務の処理を行うものとされております。当該事業に係る公有水面埋立承認取り消しに係る具体的な手続につきましては、公有水面埋立法に基づく埋め立ての承認、免許に係る事務を所掌している土木建築部及び農林水産部のうち、土木建築部が代表して行ったものでございます。

○具志堅透委員 翁長知事は、法的な瑕疵があると判断し、取り消しをしたと述べております。一般的な法律の瑕疵とはどういうことですか。

○末吉幸満土木建築部長 行政行為は法律に従って行わなければならないいわゆる法律の留保と言われているものであることから、法令に違反していること、法令で定める要件を満たしていないことが一般的な法的な瑕疵ということで文献等に書かれています。

○具志堅透委員 埋立承認をするに当たって、皆さんは審査基準にのっとって適切に審査を行ったものと私は理解をしております。また、当時の皆さんの答弁を見てもそのように答えております。そのことに関しては間違いありませんか。

○末吉幸満土木建築部長 先ほど申しあげましたように、当時、私どもの審査スタッフは審査基準にのっとって適切に審査したということで理解しております。

○具志堅透委員 適切に審査した結果、承認基準に適合しているということを前知事に説明し、承認をしたわけでありませぬ。それは間違いありませんか。

○末吉幸満土木建築部長 私どもはそういうことで判断しまして知事にお伝えし、知事が承認したとい

うこととございます。

○具志堅透委員 翁長知事がおっしゃる瑕疵云々の中で、どの検証プロセスに瑕疵があったのかを確認したいと思います。

○末吉幸満土木建築部長 当時の審査は、審査基準に対する考え方のもとで予断を持つことなく慎重かつ丁寧に審査を行いまして、担当者としての責務を果たしたものと考えております。しかしながら、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認に関する第三者委員会—第三者委員会からは埋め立ての必要性や環境保全措置等について、さらに考慮すべき事項を指摘されたところであり、審査における考慮が足りなかった、気づかなかった点があったという点に問題があったということで考えております。

○具志堅透委員 考慮すべき事項が指摘をされ、考慮が足りなかったと。埋め立ての必要性、あるいは環境保全措置についてさきの百条委員会等でも答弁をされております。例えば埋め立ての必要性については、会議録を見ますと、當銘前土木建築部長が、「普天間飛行場の代替施設として埋め立て及び飛行場の建設ということでございます。審査結果を見ましたら、普天間飛行場のそういった危険性の除去、あるいは沖縄国際大学でのヘリの墜落とかというようなことが書かれてございますし、また、今回のV字型滑走路によって住宅地上空の飛行が防げるなど、埋め立てによってそういった必要性があるというように記述をしたところでもあります。」というように答弁をしております。また、この環境保全についても、「懸念が払拭できないことのみをもって、不適合とすることはできないという法的な判断をさせていただきました」。これも當銘前土木建築部長です。末吉現土木建築部長も当時は統括監だと思っておりますけれども、「当然事後調査をする、あるいは環境を監視する、さらに専門家等の助言、意見をいただいて適切に処置して行うことで、私どもは現段階で環境保全対策が講じられているということで判断をさせていただいております。」というように、これは私は考慮すべき事項の中で考慮が足りなかったということではないのかと。実際に皆さんはこれを審査して、しっかりと答弁もされておりますし、その辺はどういう見解を持っていますか。それは考慮していないということであれば、百条委員会で偽証したのかという感じも受けますけれども、どうですか。

○末吉幸満土木建築部長 当時、私どもはみずからが持っている知見、知識の中で、先ほど具志堅委員が言われたようなことで判断しまして、私も、そし

て前土木建築部長も百条委員会で答弁させていただきました。それに対しまして、今回設置されました第三者委員会の中において、まだまだ我々が追求できなかったところがあったのではないかということ指摘されまして、我々としても先ほど申し上げましたように、考慮が足りなかったのかということで反省したところでございます。

○具志堅透委員 第三者委員会から瑕疵があったとの報告を受けて改めて精査したと今もおっしゃっておりますけれども、その結果瑕疵があると認めたわけでありませぬ。今も答えておりますので、それによろしいですか。

それでは、次に環境保全について伺います。県内では、現在、泡瀬の埋め立てや那覇空港第2滑走路の埋め立てなどが進行中であります。いずれも環境監視等委員会を設置して、環境の専門家の意見や助言を踏まえつつ、埋め立てを実施しています。工事中に想定していなかった稀少種が発見されることもありました。その都度、専門家の意見を聞きながら適切に対応していると聞いております。環境アセスメントにおいて、十分な予測、評価、環境保全対策を計画しても、そこにはある程度の不確実性が必ず存在するのではないかと思います。県は環境保全を行うに当たって、土木建築部として不確実性があることを認めますか。どうですか。

○末吉幸満土木建築部長 どのような事業でも同じだと思いますけれども、事業の実施に伴う環境影響の調査、予測、評価及び環境保全措置の検討に当たっては、科学的知見の限界などにより予測の不確実性、環境保全措置の効果の不確実性を伴うものと考えております。そのため、事後調査を実施して、環境保全措置の内容に随時反映していくことが、このような自然環境では特にあったのではないかと思います。

○具志堅透委員 そうなのです。全てを100%予測、評価できないわけで、こういった不確実性があるからこそ、工事中にも環境監視委員会の意見と助言を聞いて環境保全対策を実施しているということではありませんか。環境監視委員会を設置することは、現時点でとり得る環境保全対策を講じていることにはなりませんか。

○末吉幸満土木建築部長 環境監視等委員会の設置だけでは環境保全措置が十分であるということはないと思いますけれども、承認当時の判断としては、その時点で、現段階でとり得ると考えられる措置が講じられていると判断し、留意事項を付すことでその実効性を確保することにしました。しかしながら、

第三者委員会からは、専門家の意見、助言を踏まえて改めて判断するなど曖昧な表現が多いと指摘されたところでございまして、専門家の意見を聞いて環境保全対策を詳細に検討するとしていることそのものが承認の要件に適合しないということではなく、承認出願の時点で事業者として可能な限りの検討を尽くし、一定レベルの具体的な内容を示すべきであったものと考えております。

○具志堅透委員 環境保全に関する取り消し理由の中で、定性的な評価を否定しているように思います。そして定量的評価を行っていないことが理由として挙げられております。公有水面埋立法の中で、どの部分に定量的評価が義務づけられているか伺います。

○末吉幸満土木建築部長 環境影響評価の指標等について定めている省令、県条例では技術指針というものがございます。それでは予測の基本的な指標について定量的に把握する手法を選定することとされております。しかしながら、ただし書きで、定量的な把握が困難な場合にあっては定性的に把握する手法を選定するものとされております。動植物や生態系への影響の予測については幾つか定量的に予測手法があるものの、定量的に予測することが難しく、定性的に予測することが一般的であります。そのため承認当時、県としては自然環境への影響の予測、評価については定性的な手法でも問題ないと判断したところでございます。

○具志堅透委員 ですから、定量的な判断、予測というものはかなり難しいのです。どういうことが起こるかということがわからない、新たな発見があるかわからないということで、定性的な手法をとっても問題ないと皆さんも判断をしているわけでありませぬ。そこで、泡瀬と那覇空港第2滑走路について定量的な評価を行ったのか、それとも定性的で行ったのかということをお伺いしたいと思います。

○末吉幸満土木建築部長 泡瀬埋立事業や那覇空港の滑走路増設事業においても、動植物や生態系の影響について定量的な評価を行っておりません。予測の基本的な手法は定量的に把握する手法を選定することとされていますが、先ほど申し上げましたように、定量的な把握が困難な場合にあっては定性的に把握する手法を選定するとされております。これらの事業においても事業特性や自然環境の状況、その当時の最新の科学的知見などを勘案した上で定量的な把握が困難と判断されたものと理解しております。

○具志堅透委員 定量的な把握が困難な場合にあっては定性的に把握する手法をとっても構わないというものは、これは公有水面埋立法に記されていると

いうことで解釈してよろしいですか。

○末吉幸満土木建築部長 「公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境保全のための措置に関する指針等を定める省令」がございませぬ。また、県におきましては、沖縄県環境影響評価技術指針の中で予測の基本的な手法を定めております。

○具志堅透委員 公有水面埋立法の規定自体が定性的な表現となっていると思っております。その基準に適合しているかどうかということは、これまでの埋立審査の実績や行政の裁量に委ねられている部分もあります。知事がかわったからといって、知事の裁量によって従来適合と判断していたものを、不適合で取り消しという判断をしている。これは法的な瑕疵に当たるのか、その辺を伺います。

○末吉幸満土木建築部長 各分野の専門家で構成される第三者委員会の検証結果の報告を受け県として精査したところ、承認には取り消すべき瑕疵があったものと考えております。

○具志堅透委員 翁長知事は、沖縄防衛局の環境保全策などに不備があったとしています。しかし、仮に不備があったならばその部分を直せばよいのではないかと思っております。それが常識的なやり方であって、いきなり承認を取り消してなかったことにするというは全く普通ではないと思っております。仮に不備があっても直してもらって、結果として正しくなった。そういう状態を法的には瑕疵の治癒と言う。法的にも、もし過ちがあったとしても取り消してなかったことにするのではなく、不備のある部分を直してもらえばいいということが原則になっていると思っております。その辺のところはどうですか。

○末吉幸満土木建築部長 先ほど申し上げましたように、第三者委員会の検証結果を踏まえて県として精査したところ、承認には取り消すべき瑕疵があったということで、事業者に対してそれに対する意見を聞くという手続をやりました。事業者は、一応、聴聞にかかわる意見書を出して反論していますので、そういうことでまた今後の展開が出てくるかと思っております。

○具志堅透委員 非常に苦しい答弁は私もよく理解しますが、そこはそこで正しながら、直していきながらやっていくことが原則だろうと私は思っています。いきなり取り消しとは極めて乱暴である。なぜそのような手段をとったのか、知事の会見や取り消し通知を見

ても、第三者委員会の報告を読んでも、今のところひとつも説明されていない。過ちが大き過ぎれば直すことができないと言わんとしているのでしょうか。埋め立ての必要性や環境保全において、余りにも重大な瑕疵があったので、いかなる方法をとっても治癒が不可能であるから取り消したということが知事の主張であるのか、これは確認しなければなりません。知事が瑕疵を理由に、一足飛びに取り消しという無理な手法に踏み切った。その法的な論理の裏づけはどのようなものなのか説明できますか。これは知事に確認しないといけないと思います。委員長、この辺のところは土木建築部に聞いても答弁できないと思いますので、要調査事項で決算特別委員会で知事の招聘をして、知事に直接そういったところを確認したいと思っておりますので、取り計らいよろしく願います。

○新垣良俊委員長 ただいまの質疑につきましては、要調査事項として提起したいということでありますので、提起する理由について簡潔に御説明をお願いいたします。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 先ほど確認した、埋め立てに重大な瑕疵があるというところの確認が、知事のこれまでの会見、あるいは第三者委員会の報告書を見てもなかなかとれないです。先ほど聞いても、重大な瑕疵と思えるのか、私ははなはだ疑問なのです。その辺のところを知事に直接確認をとりたいと思っております。

○新垣良俊委員長 ただいま提起のありました要調査事項の取り扱いについては、明 10月21日の委員会において協議いたします。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 先ほどの具志堅透委員と少しかぶりますけれども、確認事項等も含めてお聞きしたいと思っております。

これは環境部ともまたがりますけれども、土木建築部で答えられる部分で結構です。環境保全について、土木建築部も現在、泡瀬の埋め立てや那覇空港第2滑走路の埋め立て、そして辺野古も、環境部も含めて埋立工事に当たっての法律は一つだと思っております。その件について土木建築部の見解をお伺いします。

○末吉幸満土木建築部長 そのとおりでございます。

○中川京貴委員 その結果、工事中に想定していなかったいろいろな希少種また希少動物が発見され、それを専門家の意見を聞きながら適切に対応していくと土木建築部もそう答弁しておりますし、環境部

もそう答弁しておりました。十分な予測、評価、環境保全を含めた上で不確実性が必ず存在しますと。それを全てクリアしながら土木建築部も進めていきたいと、当時はそのように答弁していましたが、それは間違いないですか。

○末吉幸満土木建築部長 間違いございません。

○中川京貴委員 そこでお伺いしたいのですけれども、なぜ那覇空港、また泡瀬埋め立て、辺野古においても環境部は一貫して、百条委員会も含めてこのスタンスは変わらないのですけれども、土木建築部が埋立工事に法的な瑕疵あるという部分はどの部分なののでしょうか。

○末吉幸満土木建築部長 公有水面埋立法第32条で、免許を取り消すことができる規定が設けられています。しかしながら、同法第42条第3項において、当該規定は承認の場合については引用されておられません。本件の埋立承認については法的に取り消すべき瑕疵があると認められたため、知事の職権により本件埋立承認を取り消したものであります。

○中川京貴委員 一般的に、行政手続法第4条第1項に基づいて取り消しをすることは免許の取り消しであって、埋め立てを取り消すこととは違うのでしょうか。

○末吉幸満土木建築部長 行政手続法の第4条第1項において、国の機関等が固有の資格等における不利益処分は同法の適用除外があります。

○中川京貴委員 行政手続法第4条第1項に基づいておられますか。

○末吉幸満土木建築部長 先ほど申し上げましたように、本件の埋立承認については法的に取り消すべき瑕疵があると認められたため、知事の職権により本件の埋立承認を取り消したものです。

○中川京貴委員 土木建築部長の答弁で言っていましたように、知事の職権で取り消しをしたという答弁で理解してよいですね。

○末吉幸満土木建築部長 私どもはそういうことで起案させていただいております。

○中川京貴委員 御承知のとおり、ぜひ皆さんに聞いていただきたいことは、去年、県議会で現与党—その当時は野党の皆さんからいろいろな質疑が出ました。当時の議事録を見ていただければわかると思いますけれども、百条委員会や土木環境委員会の中で、県の職員に対していろいろな質疑が出た中で、最終的には環境部は環境部としての調査を報告する、土木建築部は土木建築部としてしっかり法律ののっとして仕事をしたものだと理解しております。その結果、最終的判断は全て最高責任者である仲井眞知

事が法律ののっとして結論を出したということで認識しております。しかしながら、今回は政権が変わり、いろいろな瑕疵が出てきたということで埋立承認の取り消しが出てきましたけれども、私はその責任は仲井眞前知事であり、翁長現県政のもとでは翁長知事の責任だと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○末吉幸満土木建築部長 私どもも最初に承認したとき、当然、海岸防災課のスタッフと私どもは前土木建築部長といろいろ議論しながら、そういうことで基準に適合してんだろうと判断しまして、最終的には知事に承認をいただいたと。知事が決裁を押さなければ物事は進みません。知事が最終判断ということはそのとおりでございます、今回の取り消しについても同じような状況だと理解しております。

○中川京貴委員 先ほど具志堅委員からいろいろ質疑が出ておりましたし、答弁も聞いておりましたけれども、やはり基本的には環境保全対策について問題があってもこれまで進めてきたわけです。その証拠に、那覇空港でも、泡瀬埋立事業についても、環境に問題があってもその都度対処しながら事業を進めてきた経緯があります。しかし、この2件は何ら問題がありません。辺野古だけに問題が集中しているのは基地をつくるからですか。基地でなければいいのでしょうか。

○末吉幸満土木建築部長 埋立事業の必要性、理由はそれぞれさまざまだと思います。さまざまな理由の中で、私ども土木建築部の中では公有水面埋立法とか審査基準に基づいてやりますし、その都度、環境部にもいろいろ質問をしながらさせていただいています。場所によって状況は異なると思います。条件は違いますが、基地があるからどうのこうのということではなからうと思っています。

○中川京貴委員 ただいま土木建築部長が答弁したとおりだと思っています。環境保全対策についても、いろいろな見解や判断が異なるだけで、法的な瑕疵については何も指摘していない。知事がかわったからといって継続的な行政が進まないのは、法的な取り扱ひまで変えることは間違っていると思っています。今回の承認取り消し処分は違法であり無効であると考えています。そういった意味では、土木建築部長の答弁では3つの埋立事業については法律ののっとしてやっていると。しかし、これは知事の判断によって取り消しをしたので、ぜひ知事と呼んで、要調査事項として確認したいと思っています。委員長、諮ってください。

○新垣良俊委員長 ただいまの質疑につきましては、

要調査事項として提起したいということでありますので、提起する理由について簡潔に説明をお願いいたします。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 先ほど土木建築部長が答弁していたとおり、法律にのっとって全てを行っている。しかし、仲井眞前県政のときは、その環境問題一泡瀬、那覇空港、辺野古を含めて、環境問題も指摘がありましたけれども、その都度、環境もクリアしながら事業を進めていこうとやってまいりました。法律にのっとってやっていたはずであります。土木建築部長も当時は法律にのっとって事業を進めていたはずですが、しかしながら今回は、知事の判断によっていろいろ瑕疵があると指摘されていますけれども、これも見解の相違があります。そういった意味では、要調査事項として知事と呼んで確認したいと思っております。

○新垣良俊委員長 ただいまの提起のありました要調査事項の取り扱いについては、明 10月21日の委員会において協議します。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 土木費、よろしいでしょうか。先ほど土木建築部長が答弁しておりましたけれども、土木費は繰り越しました。執行率についても答弁しておりましたけれども、毎回そういう執行率を含めて出ていますが、主な大きな事業がありましたら。

○宜野座葵土木総務課長 繰越額の増加の大きい一般会計の状況についてお答えいたします。

お手元に配付しています、平成26年度歳入歳出決算資料の5ページをごらん願います。

一番上の中ほどにありますように、土木建築部の執行率は64.1%となっており、前年度と比べて1.7%低下しております。また、翌年度繰越額については511億8760万7295円となっており、前年度と比べて92億6139万2780円増加しています。

御指摘のように、執行率が悪くなっている項目について、(目)別で御説明します。

(目)の最初にあります土木総務費の繰越額は127億3758万1590円で、これは全額が市町村が実施する沖縄振興公共投資交付金—いわゆるハード交付金となっています。繰り越しの主な理由は、市町村事業におきましても県と同様、用地取得難による年度内執行ができなかったことなどによります。

次に、中ほどにあります(目)道路維持費の繰越額は43億4521万778円となっております。その主な内容としましては、橋梁補修工事において部材の劣化、損傷等状況変化が見つかり、設計変更に時間を要し

たことなどによります。

その下の(目)道路新設改良費の繰越額は96億818万9439円となっております。その主な理由としては、用地買収の交渉において補償額に対する不満等があり、用地取得が遅延したことなどによります。

次に、6ページの上から3行目の(目)港湾建設費の繰越額は39億4410万1063円となっています。その主な理由としては、台風等の気象条件によって工程におくれが生じたことなどによります。

中ほどにあります(目)街路事業費の繰越額は93億8785万8715円となっております。その主な理由としましては、モノレール関連事業の用地取得において補償物件の地区外再築に時間を要したため物件の解体がおくれ、それに伴い工事着手がおくれたことなどによります。

これらの理由などによりまして、繰越額がふえて執行率が低くなっているという状況であります。

○中川京貴委員 もう一点は、中城湾港マリンタウンについて、先ほど土木建築部長が説明していただきましたけれども、今回ほとんどが仕上がって、課題といえますか、いろいろ問題点がありましたら。

○我那覇生雄港湾課長 中城湾港マリンタウン特別会計に関する予算状況ですけれども、現在、与那原マリーナ等を整備しております。平成27年度では整備が終わります。この前の土木環境委員会においても、マリーナの位置づけであるとか、指定管理者に管理させることについての条例改正を行いました。今、来年の4月にこのマリーナが供用できるように、これから応募をかけた指定管理者を選定して、2月議会ではその指定管理者の承認を受けるということに、今、取り組んでおります。

○中川京貴委員 我々土木環境委員会も視察調査で横浜ベイサイドマリーナの視察もしましたけれども、やはり使い勝手のよい—指定管理ももちろんそうですけれども、向こうは第三セクターでやっておりました。指定管理だと投資がなかなかできないと。会社や施設に対していろいろな投資ができないという欠点がありましたので、メリット、デメリット含めて県としては地元の使い勝手のいいような取り組みをしていただく。これは土木環境委員会でも前に指摘しましたけれども、沖合の台風被害対策の防波堤、それも船を係留したまま、今の防波堤のままで大丈夫なのかと。そしたら、今後もし何かある場合には国庫で対応できると答弁しておりましたけれども、いろいろな課題があると思っておりますが、それを一つ一つ、予測されることは今で調査したらどうかということ、今、聞いていますけれども、いかが

でしょうか。

○我那覇生雄港湾課長 ヨットハーバー内の異常時の静穏度のお問い合わせだと思いますけれども、今回オープンします施設の海上係留部分については、波浪シミュレーション等を実施しまして、異常時であっても大型艇については海上で避泊できるよう、波の高さを抑えるような施設一波除堤や防波堤も含めて整備しております。ただ、供用後におきまして、例えば予想を超えるような台風が来て、何かしら不都合が生じた場合等については、9月議会でも答弁させていただきましたが、適切に対応したいと考えております。

○中川京貴委員 もう一つ、県営住宅の管理について伺いたいと思っています。私は毎回のように土木環境委員会でも一般質問でも取り上げてまいりましたけれども、県営団地の家賃収入未済額についても、先ほど土木建築部長が答弁しておりました。我々土木環境委員会でも、緊急性があるのかと言うと、緊急性があって、新しい人を公正・公平に入居させたいという答弁をしておりましたけれども、そうであるならば、このあいている部屋が一番長いので何カ月あいているのかと質疑をしたら、1年以上あいているのもありました。現在はどうなのでしょう。

○佐久川尚住宅課長 今、空き部屋になっている期間というお話ですが、最長の期間としては2年から3年ぐらいと把握しております。

空き部屋の数につきましては、平成26年度末で607戸となっております。ただ、これにつきましては、政策空き家と言いまして、建てかえの際に一時仮移転をするような空き室も入っていますので、それを除きますと、実質的には138戸と考えております。

○中川京貴委員 138戸でも多いと思っております。我々議会の議決を得るときには、緊急性を要するという事で法的な手続をとったはずでありますけれども、2年、3年とあいている理由は何でしょうか。

○佐久川尚住宅課長 先ほど2年ないしは3年というお話をさせてもらいましたが、政策空き家ということで、建てかえ工事にあわせて、その間、空き家にするということで、そういう期間を設定しております。

○中川京貴委員 ノーマルな空き家は何戸ですか。

○佐久川尚住宅課長 72戸でございます。

今、委員からお話がありましたように、通常、退去時には修繕費をお支払いいただきますけれども、それをお支払いいただけなくて退去される方がいらっしゃると思います。そういう空き部屋のことを未完納空き家と言っております。その戸数につきましては

129戸となっております。

○中川京貴委員 未完納空き家が129戸と。それを家賃を滞納して法的に訴えられて出ていった人が修理できますか。新しい人を入れるために、県の総務部と相談しながら、早目に予算をしっかりとって、ちゃんとした利用もして、新しい人を入れたらどうかと質疑したのです。

○佐久川尚住宅課長 129戸が未完納空き家ということで、当然、次に入っていただくように修繕をしなければなりませんけれども、それについては平成26年度に12戸修繕をいたしております。予算の状況で、そういう修繕を行っているということでございます。修繕をして、早目に入っていただくということで県で予算措置をして、立てかえをしておいて、修繕を早急にして入居していただく。一方で、滞納退去された方にはこれまでどおり督促等をやって、その修繕費をお支払いいただくということをやりたいと考えております。

○中川京貴委員 ぜひ、これは土木環境委員会でも附帯決議をつけて、本当に家賃が支払えない方々には家賃の免除、補助をするということをやっているけれども、いまだに該当者が一人もいないということは、現在もそうなのでしょう。

○佐久川尚住宅課長 家賃の免除につきましては、平成25年度に生活保護受給者で、長期入院加療で住宅扶助が打ち切られたという条件であれば、免除という規定も設けております。その他、知事が必要と認める場合には免除もできるのではないかとということで、今、実際、他府県も調査をいたして、その事例以外にも免除規定が適用できるかどうか研究している状況でございます。

○中川京貴委員 県営団地の防音工事についてお伺いしたいのですが、私は一般質問で、県営団地の空調機の取りかえ工事は借家人に1割負担をさせるのではなく、県がやるべきだということを申し上げましたけれども、現在の進捗状況はどうでしょうか。

○佐久川尚住宅課長 県営団地の防音工事につきましては沖縄防衛局と調整しております。その結果として、今、建てかえを実施している大謝名団地の工事から県が事業主体となるということで了解をいただいております。現在、その調整結果を踏まえて、関係部局との調整を始めているところです。

今、委員から御指摘いただきました建てかえ以外の防音工事一機能復旧工事ということだと思いますけれども、その場合は既に入居者と沖縄防衛局で補助の契約を結ばれていることになるかと思えます。建てかえと先ほどの併行防音工事と少し状況が異な

るものですから、その状況が異なることによる問題点の整理を沖縄防衛局と再度調整していきたいと考えております。

○中川京貴委員 現在、県営団地のクーラーが壊れた場合は、県が修理しますか、借家人が修理するのですか。

○佐久川尚住宅課長 借家人です。

○中川京貴委員 借家人は家賃も払って、既存の施設の修理費まで払うということで、民間はそうではないのです。

○佐久川尚住宅課長 防音工事で入れたクーラーにつきましては、先ほどお話しいたしました沖縄防衛局との契約で入れたということで、そもそも県営住宅にはクーラーは設置しておりませんので、そのクーラーが壊れた場合の修理は、個人負担になると考えています。

○中川京貴委員 沖縄県全ての県営団地のクーラーは、全て借家人負担ということで理解していいですか。

○佐久川尚住宅課長 クーラーの設置は、今、県でいたしておりませんので、入っているクーラーについては、基本的には借家人の方が入れていると考えています。

○中川京貴委員 基本的なことをお聞きしますけれども、借家人が1割を負担したクーラーは県のものですか、借家人のものですか。

○佐久川尚住宅課長 1割を負担されているということですので、基本的には借家人のものと考えております。

クーラーについては、先ほどお話しいたしました1割負担は、やはり入居者の方がやられていますので、所有という関係では入居者の所有かと思えます。ただ、所有だからそれを持っていかれるということは県としても少し憂慮すべきことかと考えています。こちらからもクーラーについては置いていただくようお願いをするという形で今考えております。少し矛盾するところはございますけれども、それは今後調整していきたいと思えます。

○中川京貴委員 置いていくようお願いするのはなく、法的にこれをとめることはできますか、できないのですか。

○佐久川尚住宅課長 法的には、県はそれはできないと考えています。

○末吉幸満土木建築部長 この件については私もずっと聞いていて、毎回、中川委員と嘉陽委員からお叱りを受けているのを聞いております。新築や建てかえの場合はよくわかります。我々がやることは

簡単ですけれども、例えば引っ越しをされる方のクーラーがどういうものなのか。例えば電球も県営住宅に入るときに全部外してかえるのです。それと同じでいいのかとか。沖縄防衛局から補助をもらって使っているクーラーは我々が備品として、付属施設として与えることができるのではないかという考えもあります。ずっと議論をしております。そういうことで、我々がそれを建物の中の部屋の付属施設という格好で、我々の持ち物とすることが一番楽ではないかという議論を中でも始めています。ただそのときに、去年やった方あるいは来年やる方、これまでやった方々をどのように同じレベルに置かかど。毎回、1人、2人、3人とやったら大変な話ですと。それを例えば10年前、9年前、8年前と全部統計をとればいいだけのことでですから、そういうものを持って行って、指定管理者にこの人は10年前にやっているから10年更新だとか、あるいは10年以内に修理等があった場合には、10年以内の修理は多分個人負担になると思いますが、我々が更新してあげて、その方のクーラーを県の持ち物にするという手はあるのではないかという議論はずっとやっています。済みませんけれども、もう少し時間をください。今回も宿題ということになりますが、次の11月議会までということは約束できませんけれども、整理はしたいと思っています。

○中川京貴委員 これは、建物は国に申請するときには1カ所、2カ所はほとんどありません。大体やっています。これも一般質問でもやりましたけれども、借家人と契約するのではなく、県が所有者として、防音工事も含めて、空調機も10年後には必ず復旧工事が出ますと。それは県が窓口となって、借家人と契約するのではなくて、県がやるべきだと。1割負担も県がやるべきだということで、土木建築部長、再度答弁お願いします。

○末吉幸満土木建築部長 1割を県が持つことの妥当性とか、そういうこと含めて勉強させていただきたいと思えます。

○新垣良俊委員長 仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 決算説明資料の中から収入未済額についてお聞きをしたいのですけれども、今回、一般会計決算で10億8000万円余りの収入未済があると。そのうち7億5500万円余りが県営住宅の滞納となっている。あとは談合問題による未収金が3億2500万円余りあるということなのですけれども、財産収入の中で、額は370万円ぐらい一額は小さいと思えますが、不動産売却収入の未済が発生していますけれども、その説明をお願いしたいと思えます。どういっ

た財産で、売却しながら払っていただけない人がいるのか。

○佐久川尚住宅課長 土地の売買代金の未収額となっています。これは土地購入者に対して用地を売買しておりますけれども、今、その購入者の経営状況が悪化をして、回収が困難になっているという状況でございます。場所としましては沖縄市でございます。

○仲宗根悟委員 今、困難ということなのですが、370万円余りはもう回収不可能に近いということでしょうか。

○佐久川尚住宅課長 今、土地購入者とも鋭意調整をしまして、納めていただくよう説得してはいますが、最悪の場合は、裁判等も含めて回収する努力をしたいと考えております。

○仲宗根悟委員 談合問題で生じている未収金ですが、見てみたら臨時的に入って収入済額で上げている額があるので、この見通しといたしますか、回収そのものも年次的に分けて行っている状況なのか。未収になっている状況、どういった形で回収に取り組まれているのか、その辺の説明をお願いします。

○宜野座葵土木総務課長 現在、談合に関する債権としては6億5813万8256円残っております。そのうち4億2289万9275円については既に調停した企業が最長5年間の延長をしております、残りの2億3477万2655円が現在未収となっております。未収となっている内容としましては、破産手続中の企業や事業停止になっている企業がございまして、回収としては厳しい状況にありますけれども、鋭意、回収に努めている状況です。

○仲宗根悟委員 回収は難しい状況ですが、いろいろ策を練りながら求めていきたいというのが、県の今の姿勢ですね。

○末吉幸満土木建築部長 解散とか、破産手続中の業者もございます。あるいは事業停止になっている企業とかもございますけど、そういう企業に対しても、随時法的な手続状況、処理状況等を当然把握していかなければならないと思っています。当然、代表等の債務者の所在の確認なども、我々は状況調査の上やっていきたいと考えております。

○仲宗根悟委員 あと、家賃収入の滞納分についてです。説明資料の3ページに7億5500万円余りが収入未済額としてあって、その横に不納欠損が出ていないのか。そのような見方しかできないのですけれども。あと、この3ページの中では、時効が発生して、不納欠損に至ったのが9700万円余りありますというの、また、諸収入で区別をしているというこ

となのですけれども、この見方はそのようなことでよいのでしょうか。土木使用料の欄ではじめをつけるのかなと思ったら、今度は諸収入の中の雑入で不納欠損に起こしてみたり、そのような会計処理の仕方をしているみたいなのですけれども、それでいいのか、その確認だけです。いいか悪いかではなく、確認だけです。

○宜野座葵土木総務課長 不納欠損となっている合計で言いますと、9714万1557円が不納欠損となっております。そのうち、大きなものが県営住宅の損害賠償金で、除斥期間の経過により債権が消滅したものが7056万3933円となっております。内訳は、(目)雑入の8514万5274円に入っています。それから、違約金及び延納利息の1199万6283円につきましては、談合違約金の訴訟上の和解が成立して、当初の損害賠償金から和解後の債権額を除いた額を不納欠損処理として整理したものです。

○仲宗根悟委員 説明資料と皆さんが心配した部長読み上げ文を当てはめて見てみますと理解はしませんが、(目)を見たら7億円余りの不納欠損がないわけですから、この会計はどうかと思って、確認だけです。収入未済額は結構です。

あと、地域の課題で県道6号線の渋滞対策。平成25年度決算審査の中でも、皆さんのこれからの方向性や渋滞緩和についての質疑の中で、いろいろと進めているというお話がありました。恒常的な渋滞が発生している交差点付近であります。その点についてどういった考えを持っているかお聞きします。

○上原国定道路街路課長 読谷村においては、ことし4月に村道中央残波線が開通しました。また、沖縄西海岸道路の一部区間であり読谷道路の整備も進められているところでございます。しかしながら、県道6号線では渋滞が発生しているということで、渋滞対策についてはこれらの道路整備の供用後の交通状況を勘案しながら検討していきたいと考えているところでございます。現在、6カ所の渋滞交差点がありまして、これまで検討を進めてまいりまして対策に取り組んでいるところでございます。特に今年度の対策の一つでありますトリステーション前の交差点につきまして、今年度、右折車線の設置工事に着手することとしております。その他の交差点についても順次対策を図っていきたいと考えております。

○仲宗根悟委員 今、道路街路課長の答弁で、確かにトリステーション前の、これまで非常に長引いていた地主、あるいは商業関係の方々との話し合いの中で、通学路の一角だということで住民から歩

道の設置を強く求められていた箇所です。それが今、今年度で工事が進められて、その工事にあわせて交差点の改良工事もしながら渋滞緩和に努めていくという意味では評価をします。6カ所のうちのまず1カ所ということで。

あと1カ所ですが、県道6号線と県道12号線が交差するJA前の三叉路です。平成25年度決算審査の中で質疑をしましたら、JAの駐車場用地取得を含めた形で読谷村と調整を行いながら進めていきたいということを言っております。その後の進捗と申しますか、どういってお話し合いをされて進められているのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○上原国定道路街路課長 JAおきなわ読谷支店前の高志保交差点につきましては、現在は、まず短期的な対策としまして、既設道路敷地内に右折車線の確保を図っていききたいという検討をしております。また、用地補償を伴った抜本的な対策については、短期的対策の状況を見ながら、今後の検討と考えております。

用地買収を伴った改良につきましては、今後また検討していききたいと考えております。

○仲宗根悟委員 今の道路街路課長の話ですと、地権者それから読谷村も含めて、用地買収も含めて、右折だまりを設けるために、やはり土地がどうしても潰れ地といいますか、その辺は調整を重ねながら進めているということで理解してよろしいでしょうか。

○上原国定道路街路課長 まず短期的な対策をした上で、用地買収を伴った抜本的な対策を考えていききたいということで、地権者と読谷村とも調整を今後図っていききたいと考えております。

○仲宗根悟委員 最後ですけれども、もう一カ所非常に混んでいると思うのが診療所の前の交差点です。こちらは現道路敷地内で右折帯を設けることが可能と思われるので、それは県で対応したいと思わずと述べられていますけれども、その辺についてはどのようなになっていますでしょうか。

○上原国定道路街路課長 読谷村診療所前の交差点につきましても、既設の道路敷地内で区画線の引き直しを行い、右折車線の確保を行っていききたいと考えております。

○仲宗根悟委員 当然、地元ともしっかり調整を重ねられて、この渋滞緩和につなげるような施策を展開をしていただきたいと思います。

○新垣良俊委員長 新里米吉委員。

○新里米吉委員 先ほどの質疑・答弁で少し気になったところがありましたので、歳入歳出決算説明

資料の3ページ。土地の売買で371万円の収入未済額があるとありましたが、これは幾らの土地を売って、幾ら払ってもらって、371万円が未済額になったのか、教えてください。

○比屋根勉住宅課副参事 この土地は沖縄市の県営団地の敷地内にある道路です。その奥のほうに袋地がありまして、これは不動産業者の土地でございますが、この道路を拡張しないと敷地を利用できないということがございまして、当初、契約をさせていただきましてけれども、契約後に金額が思ったよりも高いということで相手側から意見がありまして、現在、その契約不履行の状態になっているということで、売買はまだしておりません。

○新里米吉委員 売買してなくて、未済額ですか。先ほどは法的措置もとるかもしれないと言っていたけれども。

○比屋根勉住宅課副参事 契約は成立しておりますので、調定はさせていただきました。

○新里米吉委員 それでは、私の出した質疑をやっていきます。1と2は先ほど中川委員も同種の質疑がありましたので、1と2をまとめて答えてもらおうと思います。

1つは、土木建築部総体としての翌年度の繰越額が改善されていない、むしろふえてきている。繰越額が改善できずに、執行率も64.1%とかなり低い状況です。その理由を伺いたいということと、もう一つは、その中でも特に大きいのが土木総務費。繰越額が平成25年度の84億円余りから平成26年度は127億円余りとかなり悪化してきています。その理由を合わせて伺いたいと思います。

○宜野座葵土木総務課長 5ページの(目)土木総務費の繰越額127億3758万1590円につきましては、先ほども答弁しましたが、市町村が実施するハード交付金を全てこの土木総務費に計上しております。市町村事業分が繰り越しになっている状況でございます。

それから、執行率が改善しないということですが、これについては執行率の向上に向けて、用地取得難の改善を図るため、民間コンサルタントへ用地補償説明業務の委託化を平成26年度から実施しております。また、従来からの取り組みとしては、用地担当職員の質向上を目的とした事例発表会や、各種会議等を開催しております。さらには、工事を計画的、効率的、効果的に推進するために進行管理計画書を策定いたしまして進捗管理を徹底するとともに、工事を円滑に進められるよう関係機関との早期の調整に努めている状況でございます。さらには、

早期発注を図るため、平成25年度から議会の繰越承認手続を11月から9月に前倒しして早期の発注に努めております。なお、主要プロジェクトの施工体制の強化を図るため、都市モノレール、南部東道路、中城湾港において建設現場事務所を設置しているところがございます。このような取り組みを強化しまして、執行率の向上を図っていきたくと考えております。

○新里米吉委員 127億円にふえたのは市町村関係がほとんどだということですが、平成25年度に比べて平成26年度の各市町村の執行がそれほど悪いのですか。その主な理由は何かありますか。

○宜野座葵土木総務課長 市町村のハード交付金の繰越額は、平成25年度が84億8946万8298円、それから平成26年度が127億3758万1590円であり、昨年度と比較しまして42億4811万3292円の増となっています。主な理由としては、モノレール関連事業におきまして市道部の専用物件の移設に時間を要したこと、それから土地区画整理事業や公園事業におきまして補償交渉が難航し、年度内執行ができなかったことが主な要因となっています。

○新里米吉委員 あわせて、きょう配られた土木建築部の資料ですけれども、これの2ページを見ると不用額も37億円ありますね。この理由は何ですか。

○宜野座葵土木総務課長 不用額の約37億4674万8784円につきまして、その主な理由としては、都市モノレール関連事業において物件補償の代替地の確保、造成に不測の日数を要し、平成26年度内に再築工事や補償物件の取り壊しを完了することが困難になったものが約14億154万9000円となっております。また、港湾事業におきまして、伊平屋村の前泊港で作業船確保が困難として工事契約が解除となったことや、多良間港での事業完了に伴う工事請負費の執行残が約3億3983万9000円となっております。さらに、砂防関係事業において、災害発生時の緊急的な対策に備え所要額を計上しておりましたけれども、災害の発生がなく不用となったものや、東屋部川等で用地未相続による権利者追跡調査や遺産相続分割協議に不測の期間を要したことによる不用が約3億3328万4000円となっております。

○新里米吉委員 先ほどからの答弁を聞いていますと、繰り越し、それから今の不用額の中でモノレールがどちらにも出てきます。これは、ことしそういった繰り越しや不用額を解消する手だては考えているのですか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 沖縄都市モノレール延長に関しては今年度で用地取得をほぼ完了

したいと思っておりますので、今後、用地補償に起因する繰り越しは減っていくものと考えております。

○新里米吉委員 3番目に上げている中で砂防事業は取り消して、その主要施策の成果に関する報告書との関係で繰越額の多いものを出していますけれども、執行したものよりも繰り越しが多いというものですけれども、地すべり対策事業。2億円余りが3億円余りー1億円以上も繰り越しのほうが多い。それから高潮対策事業も2億円余りが3億円余りと、約1億円多くなっている。中城湾港も9363万円が1億8961万円と決算よりも繰り越しが約2倍多いという状況ですけれども、この3つの事業について、決算よりも繰り越しが多い理由は何なのか聞かせてください。

○赤崎勉海岸防災課長 地すべり対策事業について御説明いたします。平成26年度の地すべり対策事業は熱田地区、豊原地区、當間地区、糸満市兼城地区の4地区で事業を実施しており、執行率は44.1%にとどまっています。繰り越しの主な理由については、糸満市兼城地区において施工予定箇所新たな地すべりが発生したため、追加の実施設計に7カ月間要し、当初の工事発注予定が平成26年8月から平成27年3月になったこと、熱田地区で抑止工の設計のため地下水排出効果を把握する地下水観測において、まとまった降雨が少なかったことから、その効果を評価できる観測結果を得るのに4カ月延長したこと等であります。

次に、高潮対策事業について御説明いたします。平成26年度の高潮対策事業は、嘉陽海岸、有銘海岸、仲田港海岸、宮城海岸、北前海岸の5海岸で事業を実施しており、執行率は42.1%にとどまっております。繰り越しの主な理由については、北部振興予算で事業を実施している仲田港海岸において、国の予算の内示が平成26年11月末となり工事の発注が平成27年3月になったことや、宮城海岸において、平成26年9月に契約した工事が下請業者の倒産により請負業者から工事続行不能届が出され、工事請負契約が解除となり、新たな工事の契約が平成27年3月になったこと等であります。

○我那覇生雄港湾課長 中城湾港（新港地区）の繰り越し理由について説明します。中城湾港（新港地区）繰越額1億8691万円の理由ですけれども、西埠頭の上屋基礎設計において、当初計画していた地盤改良と直接基礎の土質調査を実施したところ、想定していたよりも地盤が弱かったことからくい基礎が必要となり、その検討に時間を要しました。このため、平成26年度に予定していた上屋工事の所要工期

が平成26年度内に確保できなかったため、やむを得ず繰り越したものであります。

○新里米吉委員 今の答弁を聞くと、平成26年度は繰り越しをしたけれども、平成27年度はその工事については全て実施をして、今年度でめどがつきそうな感じを受けましたけれども、そのとおりに理解してもいいですか。

○赤崎勉海岸防災課長 地すべり対策事業、それから高潮対策事業については今年度末に完了する予定となっております。

○我那覇生雄港湾課長 中城湾港（新港地区）の上屋の整備ですけれども、平成27年9月に完成いたしまして、10月1日から供用開始しております。

○新里米吉委員 8番目の下水道事業。那覇、宜野湾、具志川、西原の4浄化センターにおける汚水量増加に伴う水処理施設及び汚泥処理施設の整備等が事業内容になっていきますけれども、翌年度繰越額41億8751万円。この理由を説明してください。

○下地栄下水道課長 翌年度繰越額41億8751万円のうち、県事業分が31億1744万円、市町村事業分が10億7007万円となっております。県事業における繰り越しについては、主な要因別に分類すると2種類あり、1つ目が、他工事との調整のおくれが主な要因となった繰り越しは16億3786万円であり、具体的には、宜野湾浄化センター汚泥処理施設工事において、工事箇所に関し土質の石灰岩があったことから掘削工事が難航し、前工事の基礎土木工事が大幅におくれたため、建築工事の着工がおくれたものです。

2つ目として、計画変更が主な要因となった繰り越しは14億2956万円であり、具体的には、宜野湾浄化センター水処理施設、単体設備更新工事において、三系統などの既設設備が著しく劣化していたため工事に追加する必要が生じたためであります。また、西原浄化センター2号汚泥浄化タンク築造工事において想定外の軟弱地盤があり、地盤改良に時間を要したためであります。

県事業における繰越予算の執行見込みとしましては、上半期までに96.2%を執行済みであり、全額執行見込みです。市町村事業における繰り越し理由としましては、石垣市、うるま市、名護市、ほか9市町村において先行工事等のおくれにより工事発注時期におくれが生じたためです。市町村事業における繰越予算の執行見込みとしては、上半期までに99.4%を執行済みであり、全額執行の見込みであります。

○新里米吉委員 那覇北中城線の道路整備事業が13億円余りを繰り越していますけれども、その理由をお伺いします。

○上原国定道路街路課長 生活に密着した道路整備事業ということで、那覇北中城線道路整備等、5路線で整備しております。その繰り越しの主な理由としては、設計調整のおくれ、用地単価不満による用地交渉の難航となっております。

○新里米吉委員 場所はどのあたりですか。

○上原国定道路街路課長 那覇北中城線は何工区かに分かれて事業しておりますけれども、西原町幸地から翁長の区間でございます。現在、4車線化を図るべく用地買収に取り組んでいるところです。

○新里米吉委員 それから次、ハシゴ道路ネットワーク事業構築の浦添西原線道路整備事業、繰越額9億1679万円について説明してください。

○上原国定道路街路課長 ハシゴ道路ネットワークの構築における社会資本整備総合交付金、浦添西原線道路整備事業—これは4路線と6工区に分かれた事業でございます—その繰越額が約9億円余りとなっております。その繰り越しの主な理由として、用地単価不満による用地交渉の難航となっております。浦添西原線の港川道路、あと、翁長から嘉手苺、嘉手苺から小那覇の3つの工区を浦添西原線で事業しているところです。

○新里米吉委員 先ほど来質疑してきて、執行率、繰り越し、不用額、全般に言えることは、とりわけその中で非常に問題なのが、土地の買収に相当時間がかかっているということですのでけれども、今の体制で少し弱いのか、人を少しふやせばもっとそこら辺の対応が可能なのか、その辺はどうですか。

○宜野座葵土木総務課長 委員御指摘のように、公共事業関係経費は近年増加していることに加えて、権利意識の高まりによって地域住民のコンセンサスを獲得するのに時間を要している状況でございます。また、多様な入札方式の導入もありまして、職員の負担も増加している傾向がございます。このため、事業執行に当たっては積極的に民間委託を有効活用するなど、執行に支障が出ないよう対策をとっている状況でございます。

○新里米吉委員 土地を売る人たちの考え、意識の問題と体制がきついという感じを受けましたけれども、それを民間委託して土地買収の説得をやってもらっているのですか。先ほどの答弁はどういうことでしょうか。

○宜野座葵土木総務課長 民間コンサルタントへ委託している業務内容につきましては、補償業務を専門とするコンサルタントへ委託しておりまして、事業内容の説明、それから補償内容の説明を初め用地買収までの諸調整—いろいろな業務の調整を、契約

準備までの業務を委託している状況でございます。

○新里米吉委員 それと、県土木建築部の職員が地主にお会いしていろいろ説明したり説得をしたりということは、もうほとんどやってないのでしょうか。

○宜野座葵土木総務課長 全ての業務について委託をしているのではなくて、一部の路線とか一部の業務について実施している状況でございます。

○新里米吉委員 県の職員がかなりやっていて、一部を民間にというように受け取ったわけですがけれども、職員の体制がもし不十分であれば、やはり強化しなければならないだろうと思います。そこがかなり執行率のネックになっている感じを受けましたから。職員をふやすといっても簡単ではないと思うので、再雇用制度もありますよね。これまで土木建築部に勤められていた方々を再雇用してでも少し人数をふやして、体制強化をして、土地の買収を今よりも何とか速度を上げるとか、そういうところは難しいのですか。

○末吉幸満土木建築部長 これだけ執行率が悪いのは、先ほどの公共事業の中で用地交渉の難航がございます。それに関係機関との調整のおくれもありません。土木建築部の技術職の配置につきましては、再任用も活用させていただいております。要員を確保しますけれども、それでもカバーできないのは確かでございます。定数が確保できない中で、臨時採用も今やっていますけれども、ただ、臨時採用の職員は半年あるいは1年と短期的になりますので、事業の継続性から非常に厳しい状況ということで、安定的な人材確保が非常に課題になっています。

技術職もそうですけれども、用地担当の職員も、若いころに用地を担当して中堅になって戻ってくる方がなかなかいらっしゃらず、希望する方が少ない。それで、新規の採用1年目、2年目の職員とベテランが加わりますけれども、そのベテランが少なくなっていることも事実でございます。さらに中堅の方々に、1回経験してもう一回用地担当へというのはなかなか希望する方はいらっしゃいません。やはり対外的な交渉で非常にメンタルを痛める方も少々いらっしゃいまして、なかなか用地担当を希望する方がいらっしゃらないので、事業の説明、あるいは用地をどういう格好でこの事業します、あるいは事業内容やどのぐらいの補償になるという業務を民間のコンサルタントを使いながらさせていただいている。ただ、民間のコンサルタントは契約をできませんので、契約については当然我々がやっている状況でして、そういったアウトソーシングを使いながら用地取得にも努めますし、先ほど言いましたけれども、

用地だけではなく関係機関との調整も当該年度でやるわけではなく、前年度あるいは前々年度からそういう関係機関—例えば道路を占有している沖縄電力株式会社とか、あるいは市町村によっては水道、下水道等もありますので、そういうものを、事業のタイミングをしっかりと調整しようということを心がけていきたいと思っております。

○新里米吉委員 用地買収に当たった方々、かつてそういう業務をやった方はみんな相当厳しい仕事だと話をするわけですね。棒を持って追われた人もいたという話も聞いたことがあります。大変な仕事ではあるけれどもやらなければなりません。先ほど臨時採用ではきついという話もあって、再雇用の皆さんは超ベテランですよ。ただ、厳しさがわかるだけにその仕事をやりますっていう人がどれだけいるかは難しいかもしれませんけれども、超ベテランだけに要領や対応の仕方は心得ていると思うのです。やはり再雇用の皆さんをうまく活用してできないのかなと思っていたので、ぜひその努力をお願いしたいです。

○末吉幸満土木建築部長 先ほど申し上げましたけれども、私ども土木建築部を卒業された方の中には用地担当をずっとされた方も何名かいらっしゃいます。そういう方は卒業しても用地担当をやりたいということで何名かは来ていただいて、後輩の指導に当たっていただいています。そういうところではしっかり用地知識がある先輩方、頑張ってきた先輩方が再任用を快く引き受けていただきまして、我々後輩職員を指導していただいているところです。

○新里米吉委員 最後に、沖縄県総合運動公園プロサッカースタジアム事業が完成しているようではありますが、J2の公式戦はいつでも可能という状況ですか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 沖縄県総合運動公園プロサッカースタジアムにつきましては、平成26年度末までにメインスタンドの改修、夜間照明など主要な設備が完成しており、ことし3月から供用開始しております。3月15日にはJ3のFC琉球の公式戦第1戦も開催されております。当該スタジアムは平成27年3月4日にJリーグからJ2サッカースタジアムとしての認定を受けていますので、J2公式戦も開催可能となっております。

○新垣良俊委員長 休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後1時21分再開

○新垣良俊委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 1つ目は、土木建築部に係る談合違約金について、その収納状況を教えていただけますか。

○宜野座葵土木総務課長 土木建築部における談合違約金等の収納状況につきましては、当初、違約金等の請求額が34億4195万2452円ございました。そのうち、調停合意に基づき債権を放棄したことや、企業の倒産等による不納欠損累計額の19億1755万2464円を差し引いた15億2439万9988円を談合違約金として企業に対して請求しております。その収納額については、平成26年度末の累計額で8億6626万1732円となっております。

○奥平一夫委員 違約金はいつまでに納めなければいけないのですか。

○宜野座葵土木総務課長 談合問題に係る調停や訴訟事案の処理については、破産等により処理が困難となっている企業を除いて、平成26年度に最後の1社との和解が成立していて、これをもって区切りがついたものと考えております。現在は、各部各課におきまして調停合意に基づく分割納付を行っている債権や、破産等により未収金となっている債権について適切に管理を行っています。そのうち調停に合意した企業については、平成26年度末に支払期限を迎えておりました。支払期限を迎えた企業のうち、再度の延長を申し立てた企業につきましては、債権管理者の判断のもと最長5年間の延長が承認されております。このため、5年後の平成31年度末をもって調停に基づく処理は一定のめどとなると考えています。

○奥平一夫委員 結局、これまで幾らの違約金が県に支払われたのでしょうか。土木建築部に関することでいいです。

○宜野座葵土木総務課長 先ほど申しあげました、8億6626万1732円となっております。

○奥平一夫委員 先ほど5年後になるとおっしゃっていましたが、もう一度お願いできますか。

○宜野座葵土木総務課長 このうち、5年間の支払期限の延長を承認された金額につきましては、4億2289万9275円となっております。

○奥平一夫委員 次に、県営住宅に係る住宅の使用料、それから駐車場の使用料、県営住宅の損害賠償金等、それらについての未収金の状況を御報告お願いいたします。

○佐久川尚住宅課長 県営住宅使用料から御説明いたします。平成26年度決算における県営住宅使用料は調停額が56億6175万円で、収入済額が49億5280万

5000円であり、収入未済額は7億894万5000円となっております。

続きまして、平成26年度における県営住宅駐車場使用料につきましては、調停額が3億3327万9000円、収入額が2億9725万3000円、収入未済額が3602万6000円となっております。

続きまして、損害賠償金ですけれども、これは県営住宅使用料を滞納し、契約を解除された者が不法占有をして住宅の明け渡しをしない場合に発生する債権です。それにつきましては、県営住宅使用料の長期滞納で解除された者が不法に占有するということです。民法第724条の不法行為による損害賠償ということで、不法の行為から20年を経過したときに消滅する除斥期間を適用いたしまして、今回不納欠損処理7056万3933円を計上しております。

○奥平一夫委員 先ほどの住宅使用料の未収金の件でお伺いした中に、これまでの未収金が積み上がっていますけれども、トータルで幾らになりますか。

○佐久川尚住宅課長 収入未済額の総額は、先ほど御説明いたしました7億894万円です。それについては平成26年度、昨年度末の未収金ですけれども、平成25年度以前の額が5億9403万円となっております。

○奥平一夫委員 これだけの債権ですからきちんと回収をすることが、やはり公平、公正な平等負担と考えるわけです。もちろん、それを支払えないといういろいろな事情においてはやむを得ない部分もたくさんありますけれども、この中で、例えば回収可能と考えられるものは大体どれぐらいの額になりますか。それはわかりますか。

○佐久川尚住宅課長 おおよその額で検討しておりますが、およそ1億7500万円程度と考えております。

○奥平一夫委員 さまざまな事情を抱えて、なかなか支払いができない方がいらっしゃるようですが、それでも1億円ですから、その辺についてはしっかり回収してほしいです。回収方法はどのようになさっていますか。

○佐久川尚住宅課長 先ほどの過年度の未収金については、現在、民間債権回収会社を活用いたしまして引き続き回収に努めるとともに、長期滞納防止に向けて、例えば減免制度の周知ですとか福祉機関への連携を強化していきたいです。

○奥平一夫委員 それは、毎年答弁を聞いています。なかなか収納が上がってこないことがありますので、まだ手だてがあるのではないかと。先日の土木環境委員会でお聞きした話では、なかなか面談できない方が相当数いらっしゃるということで、恐らく3分の2ぐらいはお会いできていないということがあり

ますけれども、こういうことも理由になるのかと。やはり直接お会いをして、どうすれば払いやすくできるか、なぜ払えない状況があるのかということについても、やはり個々の皆さんと話し合いをすることは非常に大事なことだと思いますので、その辺はしっかりやっていただきたいと思います。それにしても本当に未収金が多過ぎて非常に厳しいという感じがしております。駐車場の使用料についても、これは結局車を持ってらっしゃるのですよね。車を持っての方がこれだけ滞納するということは、合点がいかないのですけれども、この辺はどういう理由からでしょうか。

○佐久川尚住宅課長 駐車場使用料の未収金については、住宅の使用料に比べて納付意識が少し低いかと分析しております。そういうことも含めて、指定管理者を通じて事情聴取を行ったりですとか、納付意識を高めるようなことを普段から努力はしていますけれども、それをさらに強化していきたいと考えております。

○奥平一夫委員 下地島空港について少しお伺いしたいのですけれども、下地島空港の歳入歳出決算の平成26年度一般会計からの繰入金金が8309万円増加をしていますが、この繰入金金の理由を説明ください。

○多嘉良斉空港課長 繰越金は例年、決算額が確定しまして歳入から歳出分を差し引いた残りの額―決算剰余金は次年度の歳入の繰越金として計上されることとなっております。平成26年度の繰越金については、撤退しましたJALの民事調停解決金残金等の収入によって増額となっております。

○奥平一夫委員 委託料の支出済額2億3800万円とありますけれども、昨年より増加しているのはどういう理由からでしょうか。

○多嘉良斉空港課長 先ほどの奥平委員の御質疑では委託費がふえたという話ですけれども、監査の中では支出済額の中で大きな項目が委託料ということで、実質ふえた3917万8080円は工事費となっております。

○奥平一夫委員 その工事費はどのような事業でしたか。

○多嘉良斉空港課長 これは補正予算でいただいた額ですけれども、JALが無償譲渡いたしました乗務員宿舎の解体です。

○奥平一夫委員 下地島空港はJALもANAも撤退をして、今、基本的には航空会社からの収入はなくなっていますよね。RACが訓練はしているようですが、わずかなものだと思います。平成27年度は一般会計からの繰り入れでようやく運営費を賄って、

今、運営している状況がありますけれども、来年度はどうされますか。

○末吉幸満土木建築部長 下地島空港の管理運営につきましては、今、奥平委員が御指摘のとおり、航空会社が操縦訓練使用料として負担してきております。今般、ANAとJALが撤退いたしまして、安定的な収入は減りました。このため議会の理解を得まして、平成26年度と平成27年度と2カ年にわたって一般会計からの繰り入れをし、空港の管理を行っているところでございます。

来年度以降の下地島空港の管理運営に関しましては、私どもがやっている事業の候補者等からどのぐらいの収入があるのかまだ精査が終わっているわけではございませんけれども、会計のあり方はしっかりとやらなければならないだろうということで、関係部局との調整を始めているところです。

○奥平一夫委員 今、下地島空港は正直言って、恐らく歳入の見込みはないわけです。ところが、空港自体を維持するためにはそれなりの管理費が必要だと思いますけれども、空港として最低限維持するための管理費はお幾らぐらいになるのでしょうか。

○多嘉良斉空港課長 繁忙期には6億円とか4億円とか、それなりの管理費が必要でした。現在は3億5000万円ということで、やはり下地島空港は県管理空港の中でも3000メートルという長い滑走路と非常に広い敷地がございまして、これだけの維持費を今後とも賄っていくためには、やはり3億5000万円前後は必要かと推察しております。

○奥平一夫委員 そういう意味では非常に厳しいです。そうなりますと下地島空港特別会計は、会計のあり方としてどうなのでしょう。そのまま土木建築部に入れてしまうのか、それとも下地島空港としての特別会計がそのまま継続をするのか、その辺についての見通しを聞かせてください。

○末吉幸満土木建築部長 下地島空港については設立の背景もございまして。当初、訓練飛行場ということで設置させていただきまして、管理運営をするときには国の関与を少なくしようということで、特別会計という格好の経緯もございまして。

先ほど申し上げたように、使用料はほとんど期待できない状況ということですので、我々としてもそのままいつまでも一般会計からの繰り入れで特別会計を補助していくかどうかは、少し懸念がございまして。では、すぐ来年からかという話も当然土木建築部だけで判断できるわけではございませんので、関係部局との調整は、今、始めているところでございますけれども、具体的にどうしたいというものは、まだ提示

できないところでございます。

○奥平一夫委員 下地島空港についてはもっと聞きたいことがあります。きちんとしてくれるまでは我慢しようと思えますけれども、しっかり頑張ってください。

もう一つ、同じ空港関係で。昨日、宮古空港ターミナル株式会社の社長と専務が副知事にお会いして、増築をお願いしたいということがありましたけれども、これはどういう理由で増築という要請があったのでしょうか。

○多嘉良斉空港課長 昨日、宮古空港ターミナル株式会社の代表取締役と専務がいらっしやいまして、宮古空港ターミナル旅客ビルの整備に関する要請を行っております。要請は、宮古島市において、昨年度入域観光客が43万人を突破し過去最高となったという背景をもとに、宮古空港が宮古島の玄関口として平成9年に開港して以来、宮古圏域の産業、経済活動の拠点として大きな役割を果たしてきた意義が示され、それを踏まえて、現在、入域観光客数50万人達成に向けて官民一体となって取り組んでいる中、現在の旅客ターミナルビルは年間乗降客数100万人対応という中で平成26年度の乗降客数が132万人で、1階チケットロビーや2階搭乗待合室などが非常に狭隘化していて、それを踏まえまして旅客ターミナルビルの増築、整備一整備に当たっては太陽光など自然エネルギーを最大限活用した、防災に強い仕様にしていただきたいということで、県に整備の協力を求めているという内容でございます。

○奥平一夫委員 そのとおりでありまして、宮古島市への入域観光客はかなりの勢いで伸びております。これは伊良部架橋が開通した効果もあるだろうし、下地島とか伊良部島を見たいという方が大勢いまして、前年度比で大体4割近い伸びです。それから試算をしますと、おおよそ年間で五十二、三万人。今、43万人ですので10万人ふえることになるのです。そうしますと、2014年度に132万人の乗降客がターミナルビルを利用した。これに観光客10万人プラスで、それから一般客を入れるとかなりの数が伸びるわけです。これは150万人ぐらいいくのではないかと予想はされています。実は、先ほど、宮古空港ターミナル株式会社の専務と電話でやりとりをさせていただきましたが、とにかくごった返して大変だということで、何とか増築を強く言ってくれということなのです。ところが、CIQ施設を県と宮古島市と宮古空港ターミナル株式会社で約束をしていて増築するという話ですが、外国人観光客の受け入れは、私は前から言っていますけれども、下地島に持っていっ

てはどうだろうかという気持ちがあるのです。恐らく県のアジア経済戦略構想の中でも下地島空港が国際観光の受け皿として、拠点空港として位置づけをされている中で、かなりの入域予想ができるわけです。そういう意味では、今、実際に客が多くなったから宮古空港にCIQ施設をつくりましようとなっても、これでさばけるとは思いますか、皆さんの予想ではどうですか。

○多嘉良斉空港課長 確かに委員がおっしゃるとおり、宮古島市からの強い要望を受けまして、今現在、宮古空港のそばに独立したような国際線ターミナルを計画しております。この辺につきましては小型機対応となっております。100万人は対応できると考えております。

○奥平一夫委員 今、宮古空港が十分なキャパシティーだという話ですか。

○多嘉良斉空港課長 これは、今進めているところを国際線に特化した場合、国際線の需要に対しては十分であるという答弁になっております。

今現在、宮古空港で進めていますCIQ施設につきましては、定期航空会社等々に対応する旅客施設を検討しています。一方の沖縄県アジア経済戦略構想の中では、プライベートジェット機やプライベート小型機の駐機場ということで、海外の富裕層を獲得するための施設ということで、国際線に目を向けるならば、やはり結果的には両方にCIQの機能が必要になってくるかと思っております。

○奥平一夫委員 いずれにしても、これから宮古島市も観光客が増大をしていく可能性がありますし、ましてや外国人観光客も相当ふえてくると思います。せっかくでしたら国内線・国際線という機能を別にして、下地島空港を国際線のターミナルとするほうがむしろ合理的ではないかと思いました。最後に御答弁をいただいて終わります。

○末吉幸満土木建築部長 宮古圏域には宮古島の空港と下地島の空港、それぞれ立派な空港がございまして、この2つを活用していきたいというのが宮古圏域の方々の希望でございますし、我々もそう思っています。下地島空港と宮古空港の両方を生かすことは、我々もこれまで先輩から引き継いだ大きな命題だと思っておりますので、しっかり勉強していきたいと思っております。

○新垣良俊委員長 金城勉委員。

○金城勉委員 県営住宅の建てかえ事業について伺いたいのですが、平成26年度の実績について御説明いただけますか。

○佐久川尚住宅課長 県営団地の平成26年度の新規

実績としましては、県営大謝名団地、県営南風原団地、あとは県営神森団地、以上になっております。

○**金城勉委員** 皆さんの資料を見たら、名護市、与那原町、神森、大謝名となっていたけれども、違いますね。

○**佐久川尚住宅課長** もう一度読み上げます。県営名護団地、県営神森団地、県営大謝名団地、県営南風原団地、以上の4団地になってます。

○**金城勉委員** 平成27年度の計画はどうですか。

○**佐久川尚住宅課長** 県営南風原第2団地、県営新川団地、県営真喜良団地となっております。

平成27年度の事業につきましては、平成26年度からの継続もございますので、先ほどの平成26年度に開始した団地に、今、御説明いたしました県営南風原第2団地と県営新川団地、県営真喜良団地が加わることとなります。

○**金城勉委員** それでは今後の建てかえ事業計画についてですけれども、耐用年数等々を考慮した上で、大体いつごろまで建てかえ計画が続きそうですか。

○**佐久川尚住宅課長** 県では平成22年度に、平成23年度から平成32年度までを計画期間とする沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画を定めております。同計画に基づきまして、老朽化した県営住宅の建てかえ及び改善等を実施することにしております。建てかえにつきましては、平成32年度までに先ほどの県営神森団地等も含めまして、10団地を予定しております。

○**金城勉委員** 県営住宅への入居希望者は毎年のようにくじ引きをするほど多くの皆さんが申し込んでいると思いますけれども、その辺の状況は、今、どうですか。

○**佐久川尚住宅課長** 平成26年度末の応募率が、16.8倍となっております。

○**金城勉委員** この16.8倍という数字は、その建てかえ計画の範囲で一定の吸収ができるのか、あるいは人口比、または全国比等々そういうこととの比較の中で、新規建設ということは考えていないですか。

○**佐久川尚住宅課長** 県営住宅につきましては、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて、大量のストックがございます。それにつきましては、更新時期にかかっておりまして、その大量のストックを建てかえるということが、今後求められてきております。それについて建てかえを優先するということが一危険な状態でもございますので、そういう建てかえを優先しなければならないという事情もございまして、基本的に新設ということは現段階では厳しいかと考えております。ただ、建てかえるときに、

当然、その戸数をふやすということで、増戸をするように計画はしております。

○**金城勉委員** この16.8倍という数字は、全国的に見るとどのように評価していますか。

○**佐久川尚住宅課長** 九州の中でも高い倍率だと理解しております。

○**金城勉委員** そうしますと、その建てかえ事業計画に入って、平成32年度あたりまでにめどがついた後、新規の事業への対応の検討はいかがですか。

○**佐久川尚住宅課長** 今の計画は平成32年度までですが、それ以上にまだ建てかえる予定の建物がございます。昭和50年代後半の建物がございます。それについても劣化の状況等を考慮しながら、平成32年度以降に建てかえ、あるいは改善とかを検討しなければならないということで、次年度に先ほど申し上げました沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画の見直しを検討する予定でございます。それについて、平成32年度以降の建てかえ等の計画を立てるということで考えております。

○**金城勉委員** 16.8倍という数字を踏まえ、あるいはまた他の都道府県との比較においても、やはりその倍率は非常に高いという状況の中で、やはりすぐにはできないので、長期的な計画の中で想定しなければならないのではないかという思いがありますけれども、いかがですか。

○**末吉幸満土木建築部長** 先ほど住宅課長が更新の計画を説明しましたけれども、実は1件、新規建設の準備はしております。ただ、50戸と少ない戸数で、県営伊覇団地というのが事業スタートします。あと、先ほど申し上げましたように、更新する県営団地が多くございまして、今、そこだけで予算が非常にオーバーしております。あと、市町村にも協力をいただきながら、市町村の団地を網羅しながら、住宅の不足について取り組んでまいりたいというのが、今の状況でございます。

○**金城勉委員** 数字の状況も見ながら、ぜひ、今後の計画を検討していただきたいと思います。

次に、住宅リフォーム市町村助成事業の件ですけれども、平成26年度の実績について説明をお願いします。

○**佐久川尚住宅課長** 住宅リフォーム市町村助成支援事業の平成26年度の実績でございますけれども、予算額1500万円に対しまして、県の支援額は558万8000円となっております。支援件数につきましては146件となっております。

○**金城勉委員** 1500万円の予算に対して、執行金額が558万円とは非常に少ない気がしますけれども、こ

の理由はどういうことですか。

○佐久川尚住宅課長 この事業の不用額の多い理由として、県の支援対象事業をバリアフリー工事あるいは省エネルギー工事等に限っていたことが考えられます。これは本県の住宅のバリアフリー化率が低いこと、あるいは省エネルギー化を推進する観点から定めたところでございますが、現在、市町村の要望も踏まえまして補助対象事業の拡大を検討しているところでございます。その内容としましては、住宅の劣化したコンクリート補修や、空き家活用のためのリフォーム等についても補助対象とすることを想定しており、これにより不用額の圧縮につながるものと考えております。

○金城勉委員 そうしますと、今後はさらに活用が進むだろうということですね。平成27年度の予定は、予算額を含めてどうですか。

○佐久川尚住宅課長 平成27年度予算につきましては1500万円を予定しておりまして、既に市町村へ配分を行っております。10月20日時点でそのうちの1275万円を配分しております。

○金城勉委員 ということは、去年に比べては順調に進んでいるということですね。これはいろいろな経済効果も高く評価されているようですから、ぜひ、高めていただきたいと思います。

次に、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業、この内容と進捗状況について御説明をお願いします。

○佐久川尚住宅課長 高齢者向け優良賃貸住宅といえますのは、60歳以上の単身世帯あるいは夫婦世帯の高齢者を対象としたバリアフリー構造を有する住宅で、県の認定を受けた優良な民間の賃貸住宅でございます。県は、この認定した賃貸住宅を管理している民間事業者に対しまして家賃対策補助を行っております。平成26年度の補助実績としましては、7賃貸住宅で、123戸に対しまして3224万円です。補助の割合としては国2分の1、県2分の1となっております。

○金城勉委員 7件の認定住宅がありますけれども、認定条件はどういう内容ですか。

○佐久川尚住宅課長 整備基準がございまして、戸数が5戸以上、設備的なものとしまして、そのアパートの各住戸に台所、水洗便所、洗面設備、浴室等を設置することになっておりまして、それと高齢者の身体機能の低下に対応した構造、いわゆるバリアフリー化された住宅となっております。それと、緊急時対応サービスを受ける装置がついているということになっております。

○金城勉委員 この家賃補助率は幾らですか。

○佐久川尚住宅課長 家賃対策補助ですけれども、事業者が一定の所得以下の入居世帯に対して家賃の減額を行った場合に、契約家賃と入居者負担額との差額について補助するという仕組みになっておりまして、その差額について国2分の1、県2分の1の補助ということになっております。

○金城勉委員 こういう優良住宅というものは、今後もふえる可能性はあるのでしょうか。

○佐久川尚住宅課長 この制度につきましては、平成15年度より沖縄県では実施しておりますが、平成17年度で終了しております。これは、上位の法律であります住生活基本法という法律がございまして、高齢者優良賃貸住宅と、そのほか居住の安定を要するような世帯の補助とか幾つかございますけれども、それが統合された形になりまして、現在ではサービスつき高齢者住宅というものに統合されている状況でございます。ですので、この認定については平成18年度で終了していることになっております。

○金城勉委員 この事業がサービスつき優良住宅の制度に変わっていったということの説明ですけれども、その新しい制度についての今後の見通しはどうですか。

○佐久川尚住宅課長 先ほど申し上げた法律の名前を訂正させていただきます。住生活基本法ではなくて、高齢者の居住の安定確保に関する法律でございます。

サービスつき高齢者住宅につきましては、平成23年度より県及び中核市の那覇市で登録を行っております。内容につきましては、先ほどのバリアフリー化をしたアパート、さらに安否確認ですとか生活相談サービスを提供する施設ということになっております。その登録につきましては、現在、沖縄県内で72戸ございます。この登録実績につきましては、高齢者の人口比で見ますと全国1位ということになっておりますので、我々としてはこういう事業についてさらに周知をして、民間の事業者の方に登録いただくようなことを考えております。

○金城勉委員 サービスつきの高齢者住宅という制度の狙いとは、何ですか。

○佐久川尚住宅課長 通常の民間のアパートに比べバリアフリー化されている建物ですので、高齢者にとっては安心で安全な施設だということと、先ほど御説明しました安否確認ですとか生活相談サービスという福祉サービスもついておりますので、そういう点で有利なものかと考えております。それと、高齢者住宅を建設する場合に、国から事業者へ直接補助が行えるという仕組みになっておりまして、新築

の場合ですと国から10分の1の補助、改修ですと3分の1の補助、上限が戸当たり100万円ということになっておりますので、そういう優位性はあるかと考えております。

○金城勉委員 次に、県道沿いの雑草処理について。現状について御説明いただきたいのですけれども、どこの県道を通っても雑草が生い茂っているという状況は相変わらずでした。予算の都合もあるのでしょうか、その辺の説明をお願いします。

○古堅孝道路管理課長 県が管理する道路の除草・剪定につきましては、今年度、県単独で約5億円を計上して、年2回から3回程度の除草を行うこととしております。また、ボランティアの協力を得て、歩道などの除草を含めた道路の美化活動も行っております。

○金城勉委員 2回から3回もやっているのかという気がします。通勤などであちらこちらの県道を利用するにしても、ようやく除草がなされたかという、年に1回やっているのかという気がするほどです。もし2回、3回やってもなお雑草が目立つということであれば、予算の確保を工夫しなければならないでしょうけれども、やはり観光立県としてここまで力を入れてやっている中で、沖縄県に来たら雑草が生い茂った道しかないという印象さえ持ちかねない状況があるので、これはもう他の担当一総務部あたりとも相談しなければならないのでしょうか、そのための財源の確保については徹底して議論をして、何らかの手だてを考えたらどうですか、土木建築部長。

○末吉幸満土木建築部長 私どもも植栽の維持管理は、できれば年間4回以上はやりたいという希望を持っています。ただ、予算が限られているということがございまして、土木環境委員会でいつも委員の方からお叱りを受けますけれども、私どもとしても当然、財政当局にはこれだけやりたいという要望を出しますけれども、県全体の中でやはり一般財源が厳しいということで、今の5億円ぐらいの予算が続いている状況でございますけれども、これは毎年、幾らかでもアップしていただきたいということは、常に総務部にはお願いしているところでございます。

○金城勉委員 これは前からいろいろな意見があるけれども、目的税や観光税とか呼び方はいろいろあるけれども、そういう新たな財源の確保のことについての検討はどうですか。

○末吉幸満土木建築部長 まだ新たな財源ということまでは検討しておりません。

○金城勉委員 これは皆さんから問題提起するなり

一総務部は引き締めようということが習性になっているのでしようけれども、観光客1000万人、さらにはまた海外からも誘客を図ろうということできざまな工夫がなされている中で、実際に来てみたら雑草ばかりが目立つと。これではイメージが違ってしまうので、ぜひいろいろな議論をしていただきたいと思っております。

次に、勝連半島の一周道路の計画があるかと思っておりますけれども、その状況について御説明をお願いします。

○上原国定道路街路課長 与勝半島を一周する県道の整備につきましては、当該地域の観光振興や地域活性化、防災対策等のため、県としても必要性を認識しているところであります。現在、具志川から勝連、平敷屋までの北側を半周する道路として県道37号線及び県道与那城具志川線が供用されております。勝連、平敷屋から川田までの南側を半周する道路につきましては、うるま市と協議の上、おおむねのルートを確認しております。なお、ルートの一部が米軍提供施設区間を通過することから、現在、うるま市と連携し、関係機関と調整を行っているところでございます。

○金城勉委員 スケジュール的な見通しはどうか。

○上原国定道路街路課長 米軍や沖縄防衛局との調整が必要となっておりますので、いつからということとはなかなか難しいところではございますが、早期に事業化できるように取り組んでいきたいと考えております。

○金城勉委員 この質疑は地元の人から頼まれてまして、ぜひこれを質疑して進めてくれということがあって、地元の与勝方面の皆さん方は待ちかねて、皆さんにも声は届いているでしょうけれども、具体的にそのスケジュール化ができるまで、沖縄防衛局との交渉も含めてしっかり取り組みをしていただきたいと思います。

それと次に、県内の地すべり指定についてお聞きしたいのですけれども、地すべり指定の状況というのは、今、どうなっていますか。

○赤崎勉海岸防災課長 県内の地すべり危険箇所は88カ所あり15市町村に分布しております。そのうち、平成27年9月までに11市町村の29カ所を地すべり防止区域に指定しています。区域指定している29カ所のうち、平成27年3月末までに25カ所が対策済みで、現在、残り4カ所について整備中であります。

○金城勉委員 危険箇所が88カ所、防止区域が29カ所。この防止区域というものは、具体的に地すべり

防止の工事をする予定のところですか。

○赤崎勉海岸防災課長 そのとおりです。

○金城勉委員 29カ所が本年度で全部完了の予定ということで受けとめていいですか。

○赤崎勉海岸防災課長 29カ所中25カ所は整備済みでございますけれども、4カ所については、現在、対策整備中ということでございます。

○金城勉委員 全部着手はしているということですね。そういう危険箇所が沖縄全県にこれだけの数がありますけれども、場合によっては民間住宅への影響が懸念される所もあるかと思いますが、そういうところについて、いざというときの避難の経路とか避難訓練であるとか、そういうことについてはどういう取り組みになっていますか。

○赤崎勉海岸防災課長 危険箇所については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づいて、土砂災害警戒区域を指定しております。土砂災害警戒区域に指定されましたら、市町村の地域防災計画の中で避難経路や避難場所等を明記することになっております。

○金城勉委員 土砂災害警戒区域それから避難計画、避難訓練については各市町村ごとに計画をするということですか。

○赤崎勉海岸防災課長 地域防災計画の中で避難経路や避難場所を明示しておりまして、それに基づいて地域住民の方たちは避難等をするということになっております。

○金城勉委員 私の身近なところでも危険箇所に指定されているところがあります。その避難経路や避難計画についての情報は余り聞かないです。これは市町村に問い合わせればわかることなのか、あるいはまた準備が進んでいないところがあるのか、その辺は把握していますか。

○赤崎勉海岸防災課長 地域防災計画が冊子でありまして、各地区とか集落あるいは字などに防災マップという1枚のペーパーでもって指示しているという市町村はあると聞いております。

○新垣良俊委員長 前島明男委員。

○前島明男委員 それでは二、三、お尋ねしたいと思います。通称パイプラインと呼んでおります那覇宜野湾間ですけれども、工事も宜野湾市サイドはかなり整備されてきましたが、浦添市地域に入ってから少しスローに、ペースダウンといえますか、用地の件もあるのでしょうか。我々はジェットコースター道路などと呼んでもいますけれども、高低差がかなりあって難しいこともあろうかと思えます。牧港小学校のあたりが少し時間がかかっていると思

います。その辺の状況と、いつごろ供用開始できるのか、あわせてお願いしたいと思えます。

○上原国定道路街路課長 パイプライン線は、宜野湾市大謝名から浦添市伊祖までの延長約1830メートルの区間につきまして街路事業で整備を行っているところでございます。平成26年度末の進捗率は87%となっておりまして、大謝名から牧港川にかかります境橋までの延長1150メートルは完成しております。浦添市区間の用地買収につきまして、未買収が残り1筆ではございますけれども、盛り土工事箇所になっております。非常に勾配のきつい箇所でございますので、それを改修するというので、この1筆のために周辺の380mの工事ができない状況となっております。そのため、鋭意用地交渉を進めていきたいと考えていますが、平行して土地収用に向けた作業を行うこととしております。したがって、今後、土地収用の手続等がありますので、あと数年ほどかかるということでございます。

○前島明男委員 1筆の見通しはどうですか。

○上原国定道路街路課長 少し厳しい交渉の状況でございます。交渉を鋭意やりますけれども、土地収用手続をとりながら解決を図りたいと思っております。土地収用等に約2年ほどかかりますので、あと3年ほどでは完成させたいということでございます。

○前島明男委員 できるだけ土地収用法を適用しないような方法で。先ほどもいろいろ出ましたけれども、皆さんのOBで用地交渉に携わった先輩もおられるはずですから。OBの方で浦添市出身の方いませんか。そういう方等も活用しながら、できるだけ土地収用法を適用しない方法で、何とか粘り強く足しげく通って交渉していただいて、できるだけ早目に、供用開始まで5年と言わず、2年、3年ぐらいから供用ができますよというような努力をしてもらいたいと思えます。

○末吉幸満土木建築部長 私も道路街路課長時代からの案件でございます。もう数年引っ張っているような状況でございます。最後の1筆ということで、先ほど道路街路課長が説明しましたように、例えば道路のそばにあるようでしたらこれを避けながら工事ができますけれども、難航案件は工事をやるために非常に重要な場所にあるものですから、なかなか強引にできないということで、具体的にどうということに困っているのかはここで申し上げにくいですが、中部土木事務所には先ほど言いましたように、用地の大先輩方が再任用で来て手伝っていますので、当然、そういう難しい案件は率先して相談し

ながらやっている状況でございます。それでもなかなか前に進まないことに対して放っておくわけにはいかないものですから、土地収用の手続はとりながら、法律的な手続をとりながら、当然、鋭意交渉は続けていきます。その中で地権者の了解を得る努力はずっとやっていきたいと思っています。

○前島明男委員 家が建っているとか、どういう状況なのかですか。

○上原国定道路街路課長 計画地のちょうど真ん中に駐車場がある状況でして、その駐車場の代替地を求められておりますが、周辺に適当な土地がないということで難航している状況です。

○前島明男委員 駐車場だったらどこかに探せませんか。その駐車場はどのぐらいの面積かわかりますか。

○上原国定道路街路課長 面積までは手元に数字は持っておりません。

○前島明男委員 中部土木事務所の管轄だけれども、皆さんには粘って、本当にこれでもかというぐらいの皆さんの熱意、情熱を見せてやれば、駐車場ですから。アパートでも建っているのかと思ったけれども、そうでもないの、その辺はなんとかなるのではないかと思うのです。ぜひ頑張ってくださいと思います。

次、先ほどの金城委員の質疑と関連もありますけれども、浦添市内に急傾斜地として指定すべき箇所は何カ所ありますか。

○赤崎勉海岸防災課長 浦添市にある急傾斜地については、38カ所ございます。

○前島明男委員 その中で、台風のとときに大木が倒れて、民家にのしかかってきて屋根を壊した箇所が勢理客にありますけれども、そこ、茶山団地の、小湾川の上流だと思いますが、この一部民家のり面が台風時の大雨でやられた箇所があります。その辺の状況はどうなっておりますか。

○赤崎勉海岸防災課長 勢理客についてでございますが、平成26年5月の梅雨前線の豪雨によって斜面が崩壊しております。そこについては、県で事業する前に急傾斜地崩壊危険区域の指定が必要で、それには地権者等の同意が必要です。事業を行うためには用地買収をせず、地権者の同意で工事をする事になります。そのために、今、土地所有者から危険区域指定の同意と施工の同意を取得することに取り組んでいるところでございます。同意が取りつけられましたら区域指定をし、それから工事に入っていくという状況でございます。

それから、平成26年7月の台風第8号の豪雨で斜

面が崩壊しました茶山団地については、県と浦添市で対策について調整をした結果、浦添市で対策を行うことになっております。

○前島明男委員 勢理客の急傾斜地指定の件ですけれども、地権者の同意は得られそうですか、どういう状況ですか。

○赤崎勉海岸防災課長 地権者から反対する声はありません。ただし、その同意を得るために、例えば未相続といった問題がありまして、まだ同意取りつけに戸惑っている状況です。

○前島明男委員 私も工事現場を見に行きましたけれども、崩壊の危険性がかなりあるので、できるだけ早く対策がとられるように頑張ってもらいたいと思います。

次、代表質問でもやりましたけれども、那覇港若狭の大型クルーザーのバースの件です。新聞報道によりますと、43隻のオファーがあったけれどもバースが1つしかないためにキャンセルされたということでした。非常にもったいない話です。バースがあれば、二、三万トン級あるいは10万トン級ぐらいの大型クルーザーが寄港できるのではないかと思います。そうすると数千名の観光客が一気に来るわけですから、それが43隻となるともう七、八万人、あるいは10万人ぐらいの外国人観光客が沖縄県に行けません。沖縄県に行きたいけれどもとなるので、バースの増設を早目をお願いしたいです。現在あるバースを拡張すればいいのか、あるいはまた新たにつくるという計画もあるのか、それもあわせて答弁をお願いしたいです。

○我那覇生雄港湾課長 那覇港のクルーズバースの増設ということでの質疑ですが、現在、クルーズの需要が高まっております、その対応については那覇港管理組合において那覇港長期構想検討委員会を開催して検討を進めているところであります。那覇港管理組合は、短期的には寄港地として利用拡大を図るために第2バースの整備を推進し、また中長期的には定期・定点クルーズの拠点港化を目指して、合わせて4バースの整備を目標とすることを同検討委員会に提示したとのこととあります。

○新垣良俊委員長 嘉陽宗儀議員。

○嘉陽宗儀委員 歳入歳出決算資料の5ページに建設業指導監督費というものがありますね。どういう業務か説明をお願いします。

○津嘉山司技術・建設業課長 建設業指導監督費ですけれども、建設業法で位置づけられています入札参加資格審査等を実施しております。許可申請に伴いまして、県証紙等を納めてその手数料により賄っ

ている状況でございます。

予算につきましては、建設業指導監督費トータルで言いますと1億4002万7000円でございます。決算が1億579万9000円でございます。内容につきましては、事業が幾つかございまして、例えば今言った建設業指導監督事業と建設業経営力強化支援事業、建設産業ビジョン推進事業、沖縄建設産業グローバル化推進事業、沖縄型ボンディングシステム実証事業、沖縄工事コスト調査費、あと建設業統計調査費があります。そのトータルでございます。

○嘉陽宗儀委員 私が聞いたのは、建設業の紛争処理も大分あるのでしょけれども、議員のところにはそれぞれ一今、建設業をめぐるのトラブル、工事代金の不払いとか、いろいろあります。それについて、私は何度か皆さんに建設業指導監督の立場から中に入って指導してくれないかとお願いはしていますけれども、そういったことについては皆さんはちゃんと対応していますか。

○津嘉山司技術・建設業課長 建設業違反の事例があった場合には、そういう処置等を行っております。

○嘉陽宗儀委員 なぜそれを聞くのかというと、本来は談合問題もいろいろあったりして、午前中にもいろいろありましたけれども、今の公共工事の最低入札価格が悪いからこういうことが起こるのではないかとことはあります。それで、皆さんは最低入札価格を95%に引き上げようという方向を出したようですが、まだですか。

○末吉幸満土木建築部長 最低制限価格は、今、沖縄県建設業審議会に審議していただいているところの中で、建設業界から95%以上にしてもらいたいという要望がありましたけれども、まだ私どもはそれによしとしているわけではございません。

○嘉陽宗儀委員 私に説明した人が勇み足で、私にはじきに必ず実現するよという話でしたので、皆さんがしっかり指導したかと思って。これについてどうお考えですか。

○末吉幸満土木建築部長 せんだつても審議会をやりまして、その中で一般社団法人沖縄県建設業協会の副会長あるいは専務から沖縄県の建設業が置かれている苦しい状況を説明いただきました。私どもの考えは、最低制限価格そのもので低入札一安価で業者が勝負して、最低制限価格に集中して赤字を出しているという意見もございまして、もともとの積算価格が悪いだろうという御指摘もありました。実質の市場単価を反映していないのではないかと御指摘もありますし、あるいは私どもの工事の進め方がよくなくて、工期が延びることによって経費がか

かるといったいろいろな要望ございまして、一つ一つ整理していかなければならないことは重々承知しております。その中で、最低制限価格を95%以上にする話ということで、業界からありました。我々はその根拠については95%でなければできないという感覚的な話しかいたしておりません。私どもが今何をやっているかといいますと、コスト調査させていただきまして、どこに原因があるのかというのが先ほど説明した話でございます。それプラス最低制限価格が90%というものは、委員の方々の意見は一致しております。90%から上げる必要はあるということは一致しております。ただ、その上げる率をどのぐらいにしたらいいかということはまだ議論の最中でして、先ほど言いましたように95%ということが決まっている状況ではございません。

○嘉陽宗儀委員 この最低制限価格の問題については、全国的にもオンブズマンがあつて、全国各地で国や地方自治体の公共工事に絡む談合がかなり問題になったときに、オンブズマンの指標としては75%から85%ぐらいまでだったり、いろいろありました。今は、結局それだけではなかなかうまくいかないということで、上げる方向みたいですからね。そういう面では、この公共工事の価格設定は大変難しいでしょうけれども十分に議論して、研究して、企業を守りながらも談合の温床にならないようにという努力はするべきだと思いますが、いかがですか。

○末吉幸満土木建築部長 嘉陽委員御指摘のとおりでございまして、私どももある程度の競争原理は働かないといけないだろうと思っています。例えば、先ほどから95%という数字が歩いていますけれども、95%に集中した場合にそこで高どまりになる可能性がありますので、そこで競争原理が働かないのではないかといろいろありますので、それがいいのかどうかを一生懸命議論させていただいていますし、我々がその数字を示すほうがいいのかも含めて、今、議論をしているところでございます。

○嘉陽宗儀委員 金城勉委員も聞いてますけれども、沖縄市高原の下水道一公共下水道の問題で、かなり関係者も陳情して取り組んでいると思いますが、今、進捗はありますか。

○下地栄下水道課長 沖縄市の平成27年6月定例会で、返還軍用地復元陳情者会から沖縄市議会議長宛てにマニング問題について陳情がありました。それで沖縄市は、環境課、基地政策課、下水道課において一庁全体でもって対策会議を開いたようです。7月29日には沖縄市と北中城村、県下水道課で調整会議を開いております。その後、沖縄市ではこの問題の

解決に向けての予算措置、事業計画を進めておりまして、この案がまとまり次第、県に調整に来るといふ段取りになっております。

○嘉陽宗儀委員 これは沖縄市の公共下水道だけではなく、県の流域下水道でちゃんと処理しなければならないものがあるわけだから。最近、議会があったと言ったけれども、私のほうに話があったのは二十何年前になります。ずっと聞いているのに余り進捗がないです。嘉陽委員に頼んでもだめだから金城委員に頼んだみたいになっているから。やるべきことはちゃんとわかるわけだから。

○末吉幸満土木建築部長 先ほど下水道課長が説明しましたように、ことしの4月29日に沖縄市、北中城村、そして私どもの下水道課の3者が集まりまして、この問題について会議を開いてございます。その中で、沖縄市は問題解決について全庁的に取り組むということで、予算措置の事業計画というものは基本的にまとめるという話まで進んでいます。それを持ってきて県に支援を求めるとかどうかはわかりませんが、それが来たときには、我々県の財政支援等ができるのかどうかも含めてしっかり対応してまいりたいと思います。

○嘉陽宗儀委員 次に、みんながかなり聞いていました。現在の最大の争点は、やはり辺野古の海の埋立事業の取り消し問題だと思います。私は、前知事がやった埋立承認書は実にでたらめだという厳しい批判をずっとやってまいりました。その根拠は何かというと、前知事がやったこの承認書は皆さんがつくったのですか。

○末吉幸満土木建築部長 そのとおりでございます。

○嘉陽宗儀委員 そのとおりだということで、今、答弁していましたが、前知事サイドは、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置が講じられており、基準に適合していると判断し、承認することといたしましたというコメントになってます。現段階でとり得ると考えられる環境保全措置とは何をやったのですか。

○赤崎勉海岸防災課長 事業者においては、予測評価に不確実性を伴う項目に係る環境保全対策及び事後調査について、専門家等の指導・助言を得ながら必要な環境保全措置等を講じるとしております。そのようなことから、審査基準には適合しないとまでは言えないということでございます。

○末吉幸満土木建築部長 それぞれの中で、現段階でとり得るべき環境保全措置をやっているということを書いてはいますが、当然、その前段としていろいろなことが書かれています。例えば赤土対策

はどうする、海上での工事については汚濁防止膜を二重張りにするとか、いろいろなことが書かれています。そういうものを全部やって、それを踏まえた上で、先ほど申しましたように、予測不可能なものについては環境監視をやるとか、あるいは事後調整をやるといふことで説明がありました。

○嘉陽宗儀委員 きょうはそれを明らかにすることが大きな目的ではないです。皆さんは、沖縄防衛局と環境保全措置の具体的な措置について往復書簡をやっていますね、4次までですか。それで、私はそういう問題も全部見たら、適正に実施していくとか、必要なことは何もやらないで、結局それで321カ所、全部適切な対応をしますという答弁になっている。それを私は指摘しましたよね。それについてどう思いますか。

○末吉幸満土木建築部長 過去に委員からそういう指摘を受けました。適正とかいろいろな言葉、同じような言葉が使われているということで、それを土木建築部はちゃんと見ているのかという指導も受けまして、私どももそういう言葉を追いかけてはけれども、私どもの当時の判断としては、環境保全がされているという判断をしたところでございます。

○嘉陽宗儀委員 このなぜそうなったのかという問題について、実は、辺野古の環境監視等委員会の委員が受注業者から金をもらっていたという報道がありました。私の推測では、環境の検討はきちんとしなくても認めるよという格好につながってきています。ですから、そういう面ではこの事態になってますます沖縄防衛局が埋め立てありき、基地建設ありきの事業になってきていると思います。受注業者から寄付をもらっていたことについてどう思いますか。

○末吉幸満土木建築部長 私もこの話はきょうの新聞でしか知り得ませんでした。埋立承認出願の際に、当然、環境監視等委員会は環境保全措置についてしっかりやる、専門家の指導・助言を得て事業者がしっかりやりますよということで、我々は考えております。工事中の環境保全対策や事後調査等の詳細検討の際に助言を得るべく留意事項にもしました。しかしながら、受注業者から寄附や報酬がどのような目的で受けられているかわかりませんが、客観的な立場から指導・助言がされているかは、少し疑問があることは確かでございます。

○嘉陽宗儀委員 寄附をしたいのであれば株式会社は、昔は別の名前でしたけれども、わかりますか。

○赤崎勉海岸防災課長 以前の名前は、新日本気象海洋株式会社です。

○嘉陽宗儀委員 なぜそれを聞いたかということ、私

は新石垣空港建設のときに、あのとき調査した環境調査会社は、新石垣空港建設予定地には貴重なアオサンゴはあるけれどもサンゴは死滅して何もありませんという報告書で、大分談判しました。そういうことで、疑惑を持たれている状況があつてこれが出てきたので、私はこれを見て、やはりそうであつたかというのが私の感想です。だからそういうことにならないようにしないとイケない。しかも今は埋立承認を取り消したということで、政府も米国も大騒動しているし、ここにおられる方々で慌てている人もいますので、これはやはり辺野古をきちんと守ろう、沖縄県の自然環境を守ろうという県民の願いですから、これについて皆さんはどちら寄りとかではなくて、厳格に科学に基づいて判断をしていく必要があるものと思いますが、どうですか。

○末吉幸満土木建築部長 委員の御指摘のとおりだと理解しています。

○嘉陽宗儀委員 ですから、そういう意味では、調べていろいろなことをやったら、全部やはり一悪いことをする場合には、沖縄の方言では、ユクシムニーヤ、ジョウマディントウラン。私は議会でもこれを言ってきた。その通りになったではありませんか。やはり県が筋を通してこの問題について対処しないと、知事だけじゃなくてこれは沖縄県民自身が一相手が日米両政府、基地建設推進勢力ですから大変苦労します。その中で皆さんが踏ん張って、何が真実か、何が科学かということについて見きわめて、法律に基づいて、真実に基づいて対処するように頑張ってください。決意だけ聞きます。

○末吉幸満土木建築部長 午前中も具志堅委員、中川委員からもございましたけれども、私どもが2年前に承認したときには、当然、一生懸命査定をしたつもりでございます。一生懸命法律に基づいて、盛んに土木建築部長、私、審査スタッフあるいは環境部などのいろいろな意見を聞きながらやったつもりではございますが、現時点で瑕疵があるという指摘を受けておりますので、それについては、我々はまた改めて勉強していきたいと思えます。

○嘉陽宗儀委員 最後に、第三者委員会からの報告書を読ませていただいておりますけれども、私は実にすばらしいと思えます。土木建築部長は読まれたでしょうか。

○末吉幸満土木建築部長 非常に厳しい指摘だと思います。

○新垣良俊委員長 新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 最後になりました。今までかぶつたところは通告してあつても飛ばします。

まずは、辺野古から遠い地元の国道507号についてです。これは町長も東京に要請に行ったりして動いたらしいのですけれども、地元は早くしてほしいということで思っております。平成28年为目标だったのが平成30年ということになっていると思えますけれども、進捗状況をお願いします。

○上原国定道路街路課長 国道507号八重瀬道路につきましては、八重瀬町東風平を基点に、同町字具志頭を終点とする延長4.2キロメートルの改築事業を実施しております。平成20年度から事業着手しております。平成26年度末の進捗率は約44%となっております。

○新垣安弘委員 地元はなかなか進んでいないという感覚を持っています。これは用地買収が進んでいないのか、それとも用地買収は進んでいるけれども工事の発注ができていないのか、そこら辺はどうでしょうか。

○上原国定道路街路課長 平成26年度末の用地取得の進捗率でございますけれども、筆数ベースでいきますと約32%になっております。少し飛び飛びで取得している状況もございまして、工事がなかなか進んでいないというところがございます。しかしながら、現在、八重瀬町東風平のヘンサ橋の下部工工事を施工中でして、また、東風平中学校前の改良工事をことし11月から着手することとしています。

○新垣安弘委員 工事完了は、平成30年のいつごろをめどにしていますか。

○上原国定道路街路課長 今後とも地元の協力を得ながら鋭意推進を図りたいと考えております。現在のところ、平成33年度の供用を目指しているところです。

○新垣安弘委員 道路工事に関しては、午前中も用地買収の体制の不備の問題もいろいろ出ましたけれども、例えば用地買収の体制ではなくて、用地買収は進んでいるが工事の発注やその管理といいますか、そこら辺の体制の足りなさといった問題もあるのでしょうか。国道507号に限ったことではなく、全体的な話です。

○末吉幸満土木建築部長 土木建築部技術職の職員は、今、行政改革プランで縮小されて少なくなってきております。私が若いころと違ひまして住民の意識も高まっておりますし、公共事業に対する目も非常に厳しい状況がございまして、いわゆる内容一積算とか事務的なデスクワークで終わりではなく、現場に行けないという状況が少しずつ起こってきておまして、職員の技術力も少しずつ落ちてきているという懸念がございまして、現場での問題点にすぐ解決で

きないというあちらこちらからの不満も聞いておりますので、用地担当の職員だけではなくて、我々技術の職員も改めて勉強してもらい、指導していく、あるいは我々がカバーしていく必要性は十分に感じております。職員の増強も、当然、人事部局には毎年お願いしているところでございます。

○新垣安弘委員 公営住宅の整備の件です。これも先ほど来出ていますけれども、重なった部分は飛ばすとしまして、市町村からの要望はどの程度出ていますでしょうか。

○佐久川尚住宅課長 市町村から公営住宅整備事業に係る要望が幾つかございます。県では、予算については重点配分を行って支援を行っております。それと、離島市町村から定住促進に向けた県営住宅の新規建設要望がございますけれども、県では老朽化した県営住宅の建てかえ事業を優先的に実施する必要があることから、新規の県営住宅の建設は難しいものと考えております。

○新垣安弘委員 県内の所得格差の問題とか貧困率の問題とかからすると、今までの議論を聞いてもわかるように、満たしていないといえますか、恐らく需要はあると思います。県営住宅でなくても、例えば市営住宅とか町営住宅とか、それを建てるときに県が力になれる協力の仕方といえますか、それはありますか。

○佐久川尚住宅課長 市町村によりまして定住促進ですとか、過疎化対策で市町村営住宅の新規建設をしたいというお話がございましたら、予算を重点的に配当するということで対応しております。

○新垣安弘委員 例えば市や町が市営住宅、町営住宅を建設するとなると、将来的な展望からすると結構な負担というものは、やはりあるのでしょうか。

○佐久川尚住宅課長 県営住宅につきましては、広域的な需要があるような場合ですとか、そういうことにつきましてこれまで建設を進めてきた経緯もございまして、広域的な需要等そういう事情がございましたら、検討をすることもやぶさかではないという考えでございます。

○新垣安弘委員 サッカー場整備についてですが、県総合運動公園のJ2の整備をされたと思いますけれども、これからプロサッカーのキャンプをどの程度誘致できるかということは大きな課題だと思います。八重瀬町にもいいところがありますけれども、プロがキャンプに使えるサッカー場がどのぐらいあって、将来的にどれぐらい整備したほうがいいのか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 県内のサッカー場ですけれども、一般社団法人沖縄県サッカー

協会に確認したところ、県内には57カ所のサッカー用施設があります。その中で、平成26年度までに県内でプロサッカーチームのキャンプに使用されたサッカー場は3カ所となっております。そのほか、陸上競技場など11カ所でキャンプが実施されております。将来的な整備の目標などは、土木建築部ではまだ算定しておりません。

○新垣安弘委員 3カ所とは、どこですか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 サッカー場と名前がついている施設でございまして、読谷村の残波岬サッカー場、八重瀬町運動公園東風平サッカー場、サッカーパークあかんまーこれは石垣島にございます。以上、3カ所でございます。

○新垣安弘委員 プロサッカーチームが何チーム入ってきていますか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 平成26年度で14チームとなっております。

○新垣安弘委員 下水道整備についてお伺いいたします。県全体の整備状況をお願いします。

○下地栄下水道課長 沖縄県41市町村のうち、26市町村で下水道事業を実施しており、行政人口に対する下水道利用可能人口の割合を示す下水道処理人口普及率は、平成26年度末時点で70.6%となっております。

○新垣安弘委員 あと、未整備地域の今後の計画をお願いします。

○下地栄下水道課長 今年度、県下全市町村と連携して沖縄県下水道等整備構想一沖縄汚水再生ちゅら水プランの見直しに向けて取り組んでいるところです。今回の計画の見直しにおいては、処理施設の整備を今後10年でおおむね完成することを目指して、処理区域や整備手法の見直し、早期の整備手法などを決定することとしております。

○新垣安弘委員 地元の八重瀬町の件で少しお伺いしたいです。町の中心地である伊覇、屋宜原地域が急激に都市化をしてきて、結局、下水道の整備ができていないものですから、いろいろな事業所が来るときに浄化槽設置に物すごく金がかかるということで結構困っています。それでも事業所は仕方なく高い金をかけて浄化槽の設置をしながらやっています、そこら辺は本当にとにかくおくらせてしまったという感覚があります。八重瀬町の問題とかは町ともやり取りをしながら県も助言をしていると思うのですが、八重瀬町の下水道整備については、今、どのように把握をされていますか。

○下地栄下水道課長 先ほど申し上げました沖縄汚水再生ちゅら水プランですけれども、本構想におい

ては、八重瀬町は単独公共下水道整備区域と位置づけられております。八重瀬町からは以前より流域下水道区域への編入の意向がありましたけれども、全部または北側の一部区域を流域下水道区域に編入する内容も含めて、現在、八重瀬町の下水道等整備構想の見直しを行っているところです。県としては、途中編入による関連市町村の合意形成が懸念されることや、下水道に対する住民ニーズがまだ不透明であることなどについて課題があると考えており、これを整理しながら協議していきたいと考えております。今のところボールとしては八重瀬町にあるということです。

○新垣安弘委員 単独公共下水道の場合ですと国からの補助率とか県の補助とか、そこら辺の割合はどうなっていますか。

○下地栄下水道課長 流域下水道に係る分については、補助率は4分の3。処理場に係る分を単独公共下水道が整備しようと思えば10分の6と。流域がやる場合については補助率が若干高いという形になります。

○新垣安弘委員 流域下水道のほうが高いのですね。

○下地栄下水道課長 流域下水道の処理場については、若干ではございますが上乘せがあるという形になります。

○新垣安弘委員 八重瀬町の場合は流域下水道にはならないわけですね。流域下水道ではなく単独公共下水道という方向性になりそうなのですか。そうすると、補助率が10分の6ということですか。

○下地栄下水道課長 都道府県構想で単独下水道等に位置づけられているのは八重瀬町だけでなく、糸満市とか読谷村でも一部単独公共下水道事業をやっていますし、うるま市についても旧石川。あと沖縄本島で言えば名護市、本部町とかは単独公共下水道でやっております。八重瀬町についても、現時点では費用対効果とか投資効果とか、いろいろな側面を比較検討した上で、特定環境保全公共下水道と位置づけております。補助率については、10分の6です。

○新垣安弘委員 あと、南部東道路の整備事業についてです。半分ぐらいの予算が繰り越しになっていると思いますけれども、これは用地買収がうまくいかなかったからでしょうか。

○上原国定道路街路課長 南部東道路での予算執行の件でございますけれども、平成26年度予算も平成25年度予算から大きく繰り越しをしております、約6億円余り、合計で平成26年度は約15億円の事業費を持ってございました。実質的には平成26年度から具体的に用地買収に入ったところでございまして、お

おむね執行が整いつつあるということで、今現在、大城ダム周辺—南部東道路の4工区と言っておりますけれども、そのあたりの用地買収を積極的に推進しているところでございます。その4工区の用地買収の進捗率は約60%ということで、次第に用地買収の状況も整いつつあるところでございます。

○新垣安弘委員 地元から高速道路への接続の要望が出ていたと思いますけれども、今後どうなるのでしょうか。

○上原国定道路街路課長 南部東道路の那覇空港自動車道への直接連結につきましては、合流部における交通安全などさまざまな課題があるものと考えております。県としましては、課題の克服につきましては、今現在、調査研究のための検討業務を行っているところですけれども、なかなか厳しい状況でございますので、今後、研究を重ねていきたいと考えております。

○新垣安弘委員 都市公園整備事業についてです。首里城公園は平成30年で県への移管が決まっていると思いますけれども、恐らく平成30年までにある程度の整備をほぼやっちゃって、それで県に移管という方向性だと思いますけれども、移管されるまでに整備する事業が順調に進んでいるのかどうか、そこをお聞かせください。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 国営公園区域の整備につきましては、首里城地区を含む国営沖縄公園整備管理運営プログラムによりますと、平成29年度事業をもって公園区域全体を概成、開園できるように整備を進めるとされております。今後については工事の進捗状況によると聞いております。予定では平成29年度と書いてありますけれども、工事の進捗によると聞いております。

○新垣安弘委員 県への移管における国との打ち合わせといいますか、会議がありますよね。それには土木建築部長も入っているかと思いますが、それはどの程度進んでいますか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 首里城主要施設の移譲につきましては、国と県との5関係機関による首里城等の主要施設の移譲に関する連絡調整会議及び沖縄県庁内の首里城等の主要施設の移譲に関する検討委員会において検討されております。連絡調整会議は、平成24年9月からこれまで3回—これは国との会議でありまして、県庁内の検討会議につきましては、平成26年12月から幹事会2回、作業部会3回をしております。土木建築部長が参加します検討委員会はこれからでございます。

○新垣安弘委員 国と沖縄県側の調整は、平成30年

に向けて順調に一つずつ課題整理をしながら行っているということですか。

○**宜保勝都市計画・モノレール課長** はい、そうです。

○**新垣安弘委員** 最後に、水環境創造事業がありますね。これは那覇市の浄水場のことだと思います。平成26年度に那覇空港にも活用することができたということですが、今後、どういう施設にどのぐらいふやしていくといたしますか、もし計画とかがありましたらお聞かせください。

○**下地栄下水道課長** 今後の展開としましては、量は少し、今、手元に資料がないですが、モノレール旭橋駅周辺地区第一種再開発事業地への供給を予定しております。

○**新垣安弘委員** 以前、国の事業として那覇市の浄水場から農業用水に使用できるように南部地区に引いていこうという計画がありましたけれども、結局、これは南部地区側が要請しないということで頓挫してしまっただけです。これは大きい事業でありました。ここから一旦南部地区への大がかりな事業はなくなりましたが、再生水を農業用水に、那覇市近郊とかでも使えるような展開はこれから出てくるのでしょうか。

○**下地栄下水道課長** 再生水につきましては、その利用用途をトイレ洗浄用水や散水用水などと定めています。農業用水の利用につきましては、農林関係部局から要請があれば検討は可能でございます。

○**新垣安弘委員** 今、これはトイレとかに使っていますね。それよりももう一つ浄化しないと農業用水には使えないのですか。それとも今の状態で農業用水に使える状況なのですか。

○**下地栄下水道課長** 再生水を農業用水に使う使わないという判断は、使う側が使えるかどうかを判断することなので、国土交通省の所管ですので、私どもではそこまではできません。那覇市から糸満市へ送るといふ計画案は距離の問題もありまして頓挫しましたが、現在、糸満市で、糸満市の処理水を膜を使って紫外線ろ過して、糸満市の農地へ送るといふ実証研究を行っているところでございます。

○**新垣安弘委員** 那覇市の浄水場に限って言えば、農業用水で使うという要望や話とかは、今、一切ないということですか。

○**下地栄下水道課長** 那覇市の市街地を越えて農地まで送るとなると距離があります。豊見城市でやるのであれば、糸満市のほうがまだ近いかと考えています。

○**新垣良俊委員長** 先ほどの奥平一夫委員の質疑に

対する答弁で、空港課長から、また、新垣安弘委員の質疑に対する答弁で、下水道課長から、それぞれ答弁を訂正したいとの申し出がありますので、発言を許します。

多嘉良斉空港課長。

○**多嘉良斉空港課長** 奥平委員の質疑の中で、宮古空港で県が進めております国際線旅客ターミナルについて、小型ジェット機対応ということで処理能力100万人というお話をさせていただきましたけれども、100万人は国内線の旅客の場合でございます、国際線になるとやはり出入国で時間がかかりますので、処理能力は30万人から40万人に修正しお呼び申し上げます。

○**新垣良俊委員長** 下地栄下水道課長。

○**下地栄下水道課長** 先ほどの新垣委員からの質疑の中で、市町村の補助率の話がありましたけれども、10分の6と申し上げましたけれども、3分の2でした。県が4分の3で、市町村の場合は3分の2でございます。

○**新垣良俊委員長** 以上で、土木建築部長に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆様、大変御苦勞さまでした。

今回は、明 10月21日 水曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後3時26分 散会

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣良俊